

第 2 次香取市男女共同参画計画

(案)

令和元年 11 月 香取市

(表紙裏 白紙)

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の目的.....	2
2 計画策定の背景.....	3
3 計画の位置付け.....	5
4 計画の期間.....	5
第2章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題.....	7
1 本市の現状.....	8
2 これまでの取り組み（評価）.....	39
3 課題と本計画の方向性.....	44
第3章 計画の考え方と目標.....	47
1 基本理念.....	48
2 基本目標.....	49
3 施策の体系.....	50
第4章 施策の展開.....	53
I 多様な働き方に対する支援[女性活躍推進計画].....	54
II 互いの人権が尊重される地域社会の推進.....	59
III 男女共同参画の基盤づくりの推進.....	62
IV 暴力の防止と被害者支援の充実[DV防止・被害者支援基本計画].....	67
第5章 計画の推進.....	71
1 計画の推進体制.....	72
2 計画の進捗状況の評価.....	73
3 参考指標.....	74

(目次裏 白紙)

第1章 計画の概要

1 計画の目的

社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、持続可能な社会であるためには、男女共同参画社会の実現は極めて重要であり、社会全体で取り組むべき課題となっています。

また、配偶者間での暴力等DV（ドメスティック・バイオレンス）が重大な人権侵害であるということの意識も高まっています。

そこで本市では、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成 22 年に「香取市男女共同参画計画」を策定しました。さらに、DV の防止及び被害者支援の充実を目指し、男女双方の人権が尊重される地域社会の実現を目的として平成 25 年に「香取市DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的に推進してきました。

加えて、本市においては、平成 23 年に市民協働による暮らしやすい地域の実現に向けた「香取市市民協働指針（かとりのはるかぜ）」、平成 24 年に人権尊重社会の実現に向けて取り組むべき人権施策推進の基本理念や基本的な方向性を示した「香取市人権施策基本指針」を策定し、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んできました。

この間、社会全体で少子高齢化や人口減少が加速していることに加え、不安定な経済状況等の影響もあり、人々の価値観や生活スタイルに変化や多様性をもたらしています。

このような男女共同参画を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、これまでのDVの防止と被害者支援を含めた取り組みのさらなる推進と、女性の活躍推進等の新たな課題に対応していくため、「香取市DV防止・被害者支援基本計画」を包含し、「第 2 次香取市男女共同参画計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 国の動向

国においては、昭和 50 年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備を進め、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13 年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV 防止法」という。）」が公布されました。その後、平成 16 年、平成 19 年の改正を経て、平成 25 年の改正では、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及び被害者も保護の対象として、適用が拡大されました。

平成 27 年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が公布され、女性の採用・登用・能力開発等のための「事業主行動計画」の策定が、国及び地方公共団体、労働者の数が 300 人を超える民間事業主に義務付けられ（労働者が 300 人以下の民間事業主については努力義務）、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する取り組みが進められています。令和元年の改正では、「事業主行動計画」の策定義務が 100 人を超える事業主に拡大されたほか、女性活躍に関する情報公表の強化等が盛り込まれました。

また、平成 27 年に「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素とし、計画全体にわたる横断的視点として位置付けました。

さらに、平成 30 年 5 月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布されました。この法律では、国政及び地方議会の選挙において、政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すよう規定されています。

(2) 県の動向

千葉県では、平成 13 年に「千葉県男女共同参画計画」が策定されました。

その後、第 2 次、第 3 次計画を経て、平成 28 年に「第 4 次千葉県男女共同参画計画」が策定され、「あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり」、「安心・安全に暮らせる社会づくり」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」の 3 つを基本目標とし、それぞれの課題に応じた施策が展開されています。また、この計画を「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画としても位置付け、それらの視点に基づいた重点施策が設定されています。

平成 18 年には、「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画」が策定されました。その後、DV防止法の改正等を踏まえ、平成 29 年に「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画（第 4 次）」が策定され同計画が「DV防止法」に基づく基本計画として位置付けられています。この第 4 次計画においては、DV を許さない社会と被害者の立場に立った支援の実現を目指し、重点項目が設定されています。

3 計画の位置付け

本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次千葉県男女共同参画計画」を踏まえて策定しています。

また、「DV防止法」第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」、及び「女性活躍推進法」第6条第2項に規定される「市町村推進計画」を包含します。

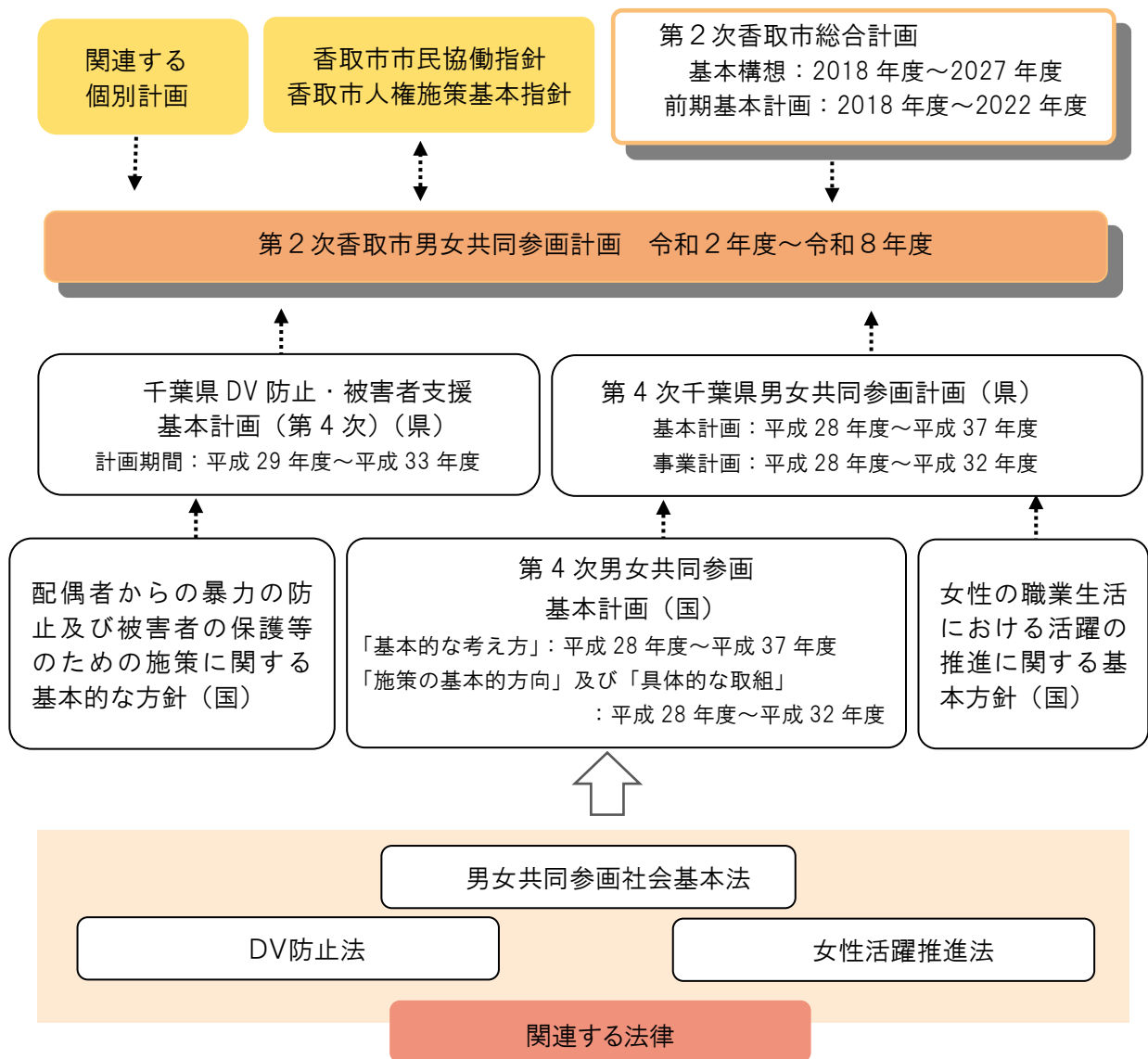
さらに、本計画は「香取市総合計画」及び本市における他の個別計画との整合を図りつつ、「香取市市民協働指針（かとりのかぜ）」及び「香取市人権施策基本指針」との双方向的かつ一体的な関連性に配慮し、策定しています。

4 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和8年度までの7年間とします。ただし、計画期間中に、社会情勢の変化や男女共同参画を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うことがあります。

平成 30年度 2018年度	令和 元年度 2019年度	令和 2年度 2020年度	令和 3年度 2021年度	令和 4年度 2022年度	令和 5年度 2023年度	令和 6年度 2024年度	令和 7年度 2025年度	令和 8年度 2026年度	令和 9年度 2027年度	
第2次香取市総合計画（2018年度～2027年度）										
第4次千葉県男女共同参画計画（平成28年度～平成37年）										
		第2次香取市男女共同参画計画								

◆計画の位置付けと計画の期間◆



※計画の期間については、各計画の表記を用いています。平成31年5月以降の年及び年度の表記については、「平成」を「令和」に読み替えるものとします。

第2章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題

1 本市の現状

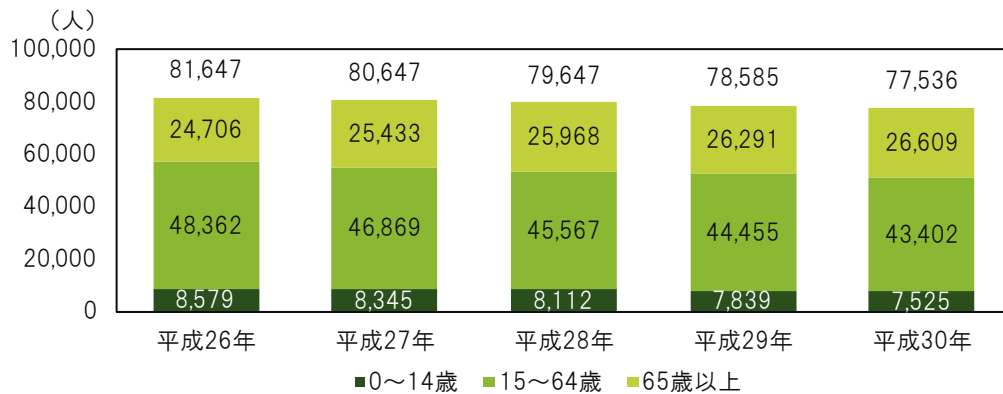
(1) 統計データからみる現状

①人口・世帯の状況

年齢3区分人口の推移をみると、人口全体は減少を続けており、平成26年から平成30年の5年間で4,111人の減少となっています。

年齢区分ごとにみると、0～14歳、15～64歳の人口は減少傾向にありますが、65歳以上の人口は増加を続けています。

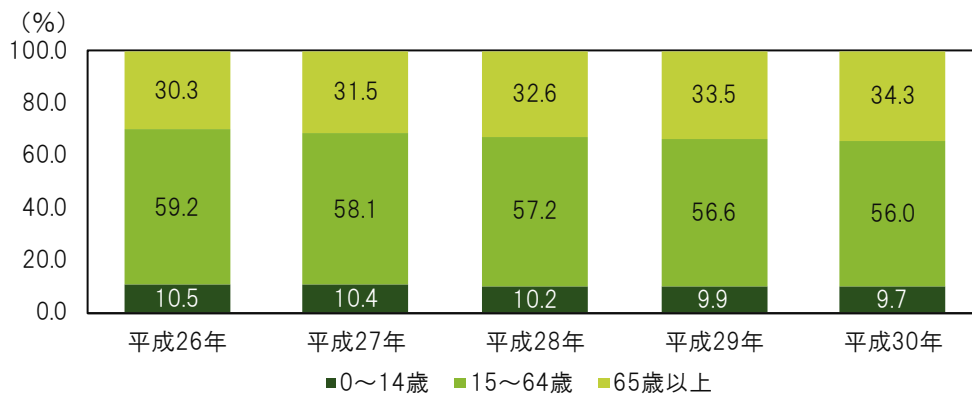
◆図表1 年齢3区分人口の推移◆



資料：千葉県年齢別・町字別人口（各年4月1日現在）

年齢3区分人口割合の推移をみると、0～14歳人口の割合は横ばいで推移しており、15～64歳人口の割合は減少傾向、65歳以上人口の割合は増加傾向にあります。

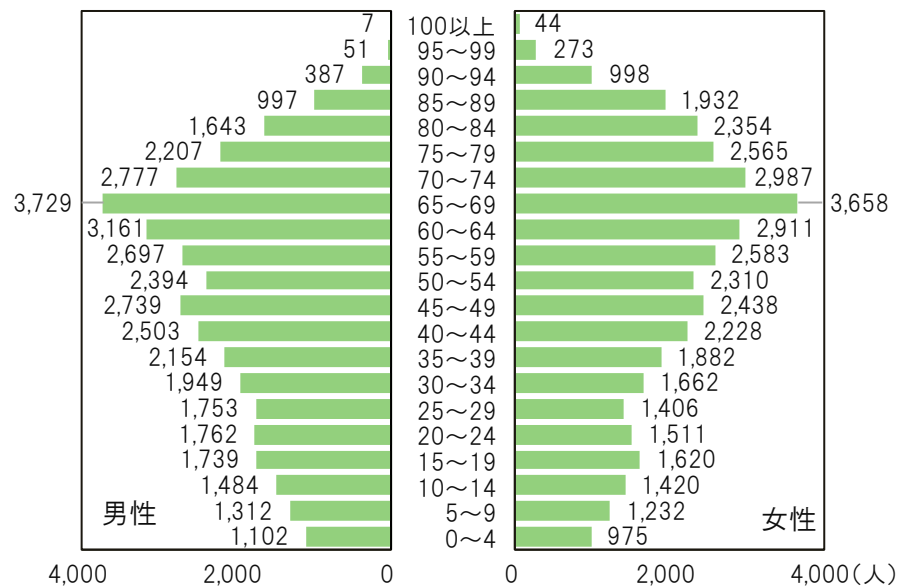
◆図表2 年齢3区分人口割合の推移◆



資料：千葉県年齢別・町字別人口（各年4月1日現在）

人口ピラミッドをみると、男女ともに65～69歳が特に多くなっています。

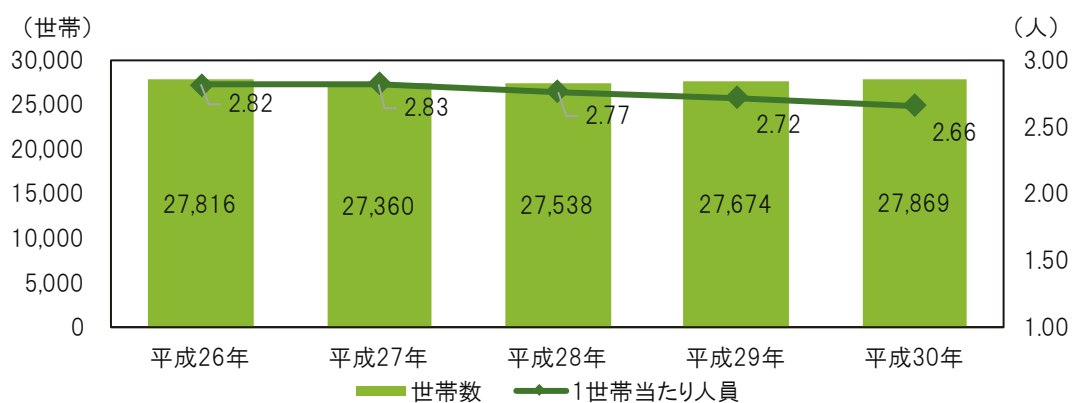
◆図表3 人口ピラミッド◆



資料：千葉県年齢別・町字別人口（平成30年4月1日現在）

世帯数と1世帯あたり人員の推移をみると、世帯数は横ばいで推移しており、1世帯あたり人員は減少傾向にあります。

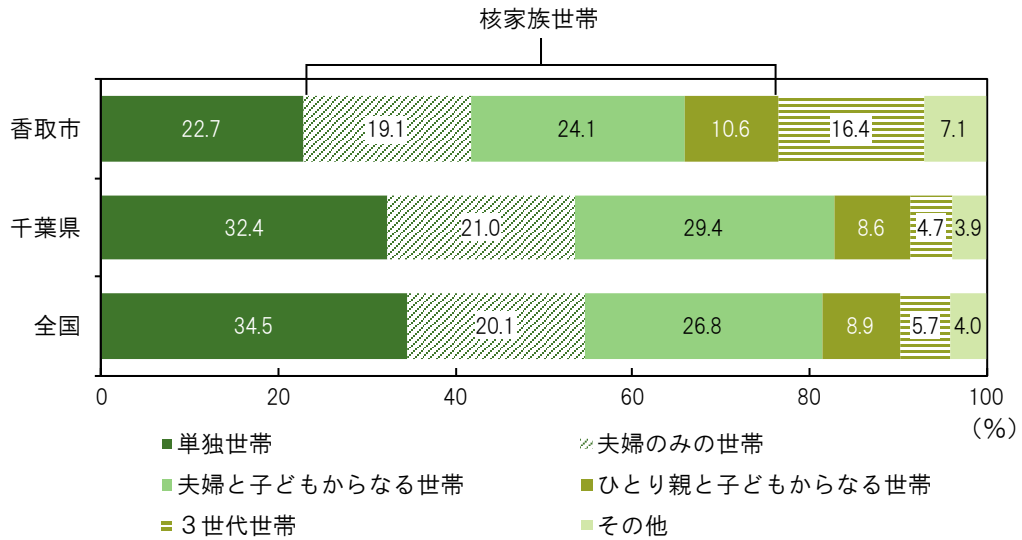
◆図表4 世帯数と1世帯あたり人員の推移◆



資料：千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

世帯類型割合をみると、全国・千葉県と比較して本市では単独世帯が少なくなっています。また、3世代世帯の割合が全国・千葉県と比較して10%以上多くなっていることから、核家族世帯（夫婦のみの世帯・夫婦と子どもからなる世帯・ひとり親と子どもからなる世帯の合計）が少なくなっています。

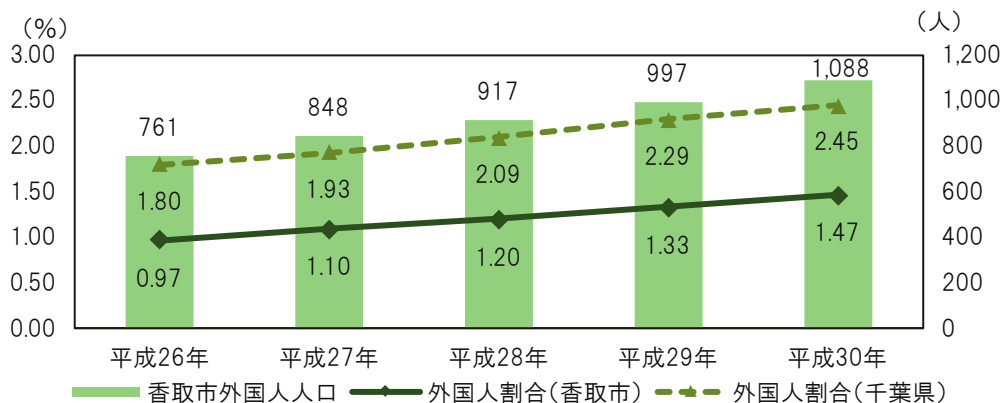
◆図表5 世帯類型割合◆



資料：国勢調査（平成27年）

外国人人口と割合の推移をみると、外国人人口は増加傾向にあります。また、外国人割合についても千葉県と比較して少ない水準となっているものの、増加傾向にあります。

◆図表6 外国人人口と割合の推移◆

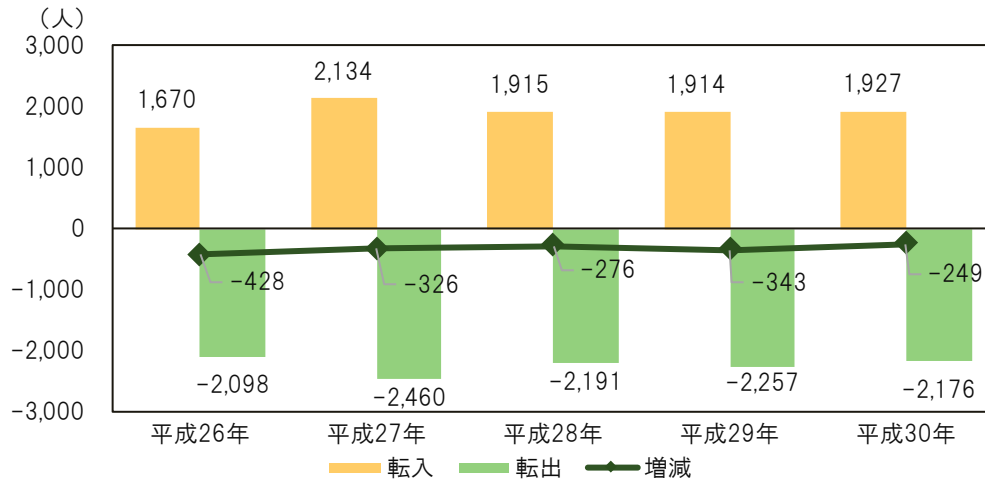


資料：住民基本台帳（各年12月末現在）

②人口動態の状況

社会動態の推移をみると、5年間を通して転出が転入を上回り、社会減となっています。減少人数は200~400人の間で増減を繰り返しています。

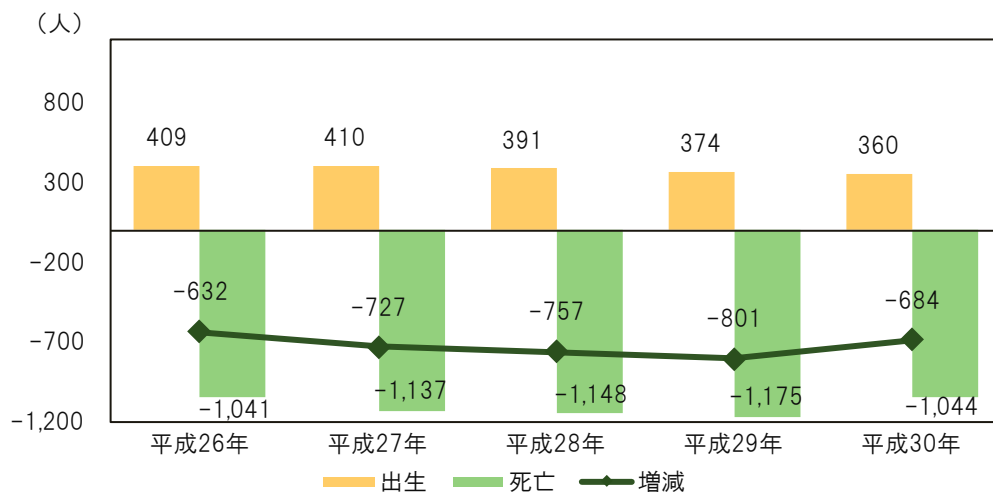
◆図表7 社会動態の推移◆



資料：千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

自然動態の推移をみると、死亡が出生を大きく上回り、自然減となっています。減少人数は増減を繰り返していますが、5年間連続で600人以上となっています。

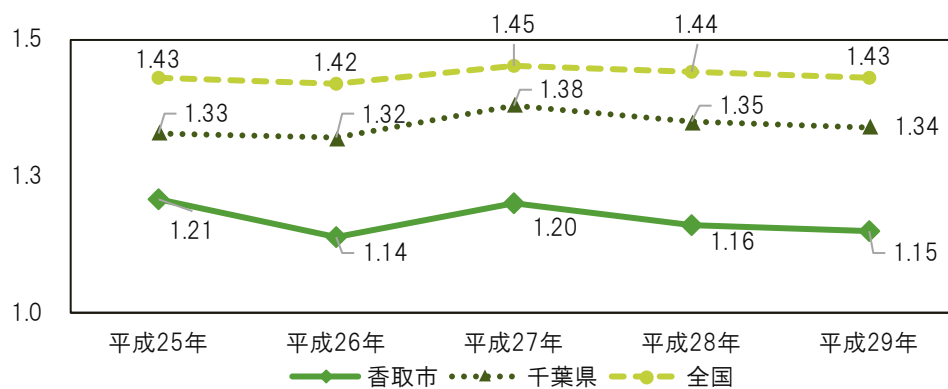
◆図表8 自然動態の推移◆



資料：千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

合計特殊出生率の推移をみると、全国、千葉県を下回る水準で増減を繰り返しています。

◆図表9 合計特殊出生率の推移◆

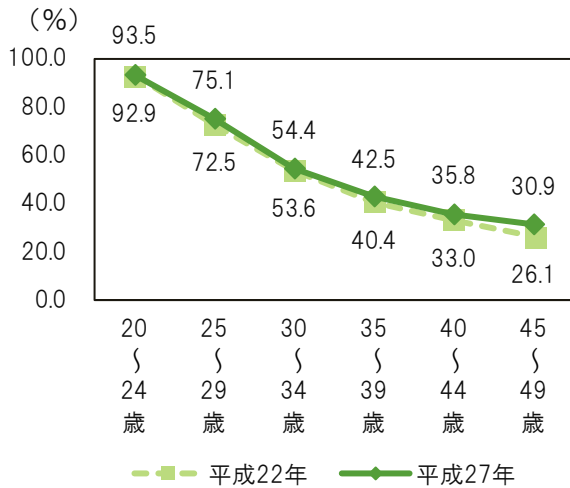


資料：千葉県衛生統計年報（人口動態調査）

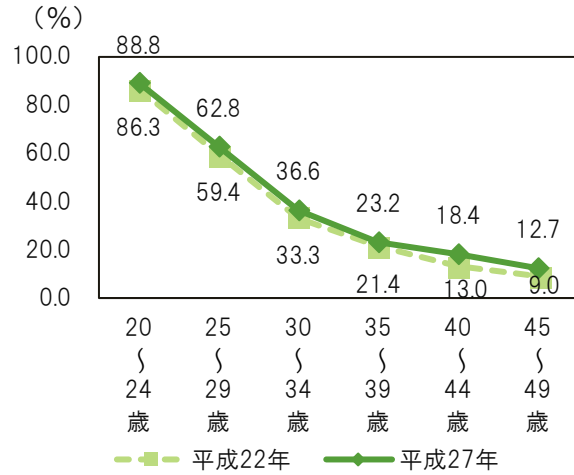
未婚率の推移をみると、平成 22 年と比較して平成 27 年では、男女ともに全ての年齢で未婚率が上昇しています。

◆未婚率の推移◆

<図表 10-1 男性>



<図表 10-2 女性>

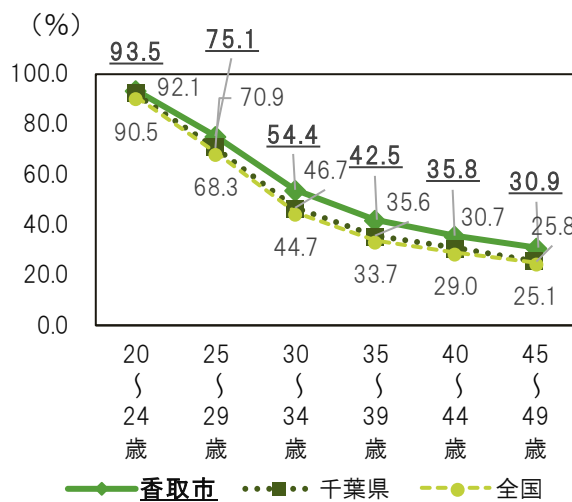


資料：国勢調査（平成 22 年、平成 27 年）

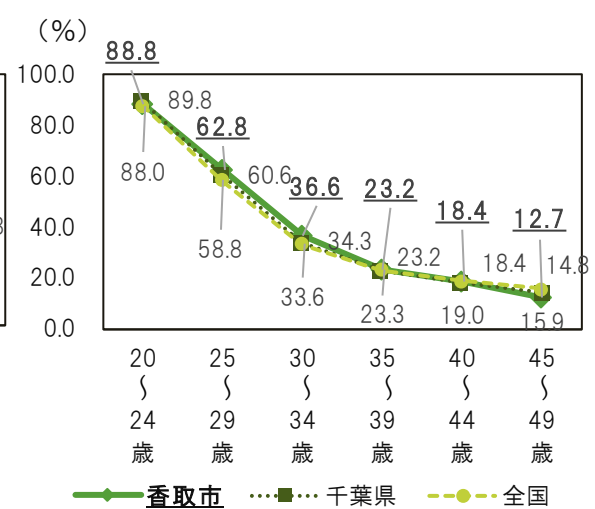
未婚率を全国・千葉県と比較すると、男性では全ての年齢で全国・千葉県を上回っています。女性では全国・千葉県とほぼ同じ水準となっています。

◆未婚率（全国・千葉県比較）◆

<図表 11-1 男性>



<図表 11-2 女性>

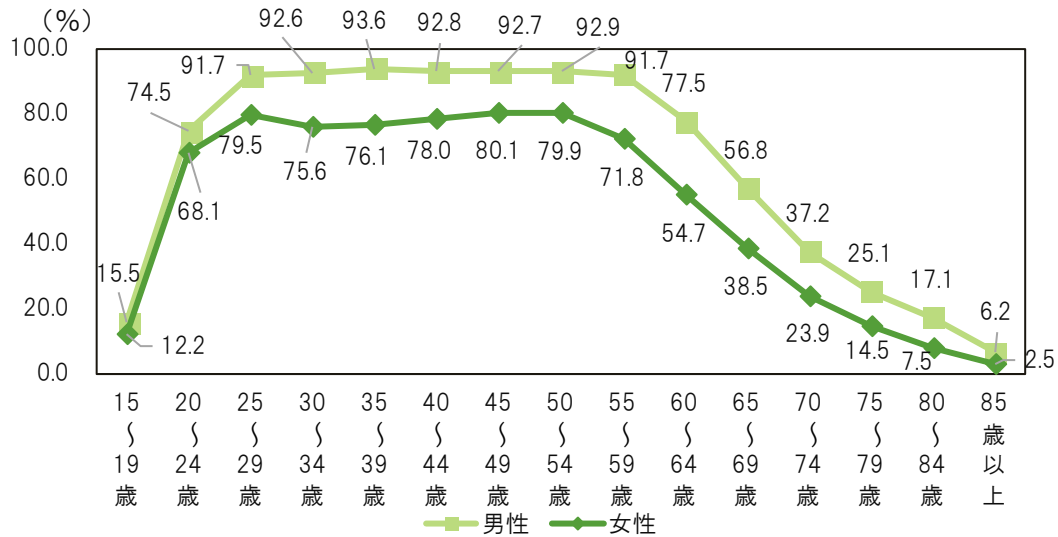


資料：国勢調査（平成 27 年）

③就業の状況

5歳階級別労働力率をみると、全ての年代で男性が女性を上回っています。25～59歳まで、男性は90%を超える水準で高くなっていますが、女性は30～34歳で割合が低くなっています。

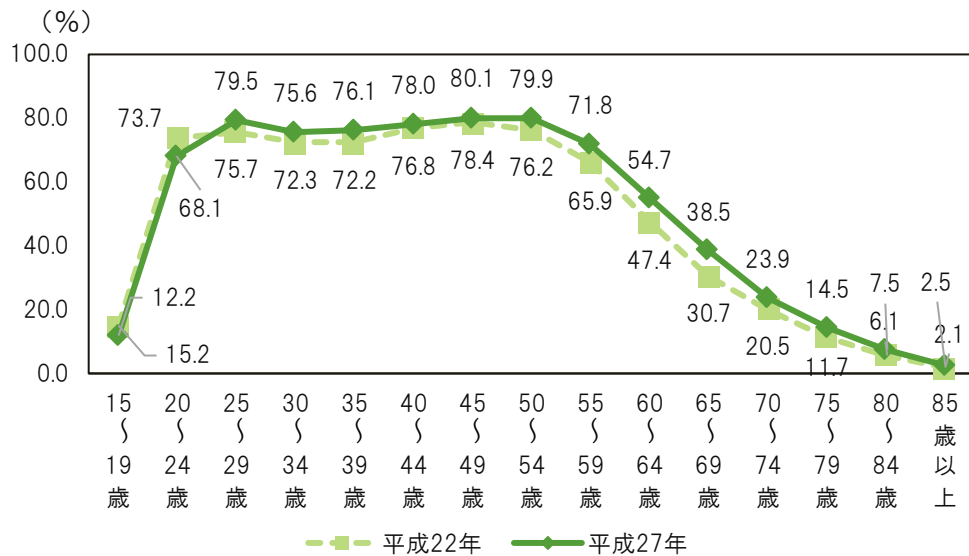
◆図表 12 5歳階級別労働力率◆



資料：国勢調査（平成27年）

女性の5歳階級別労働力率の推移をみると、平成22年から平成27年にかけて25歳以上で上昇しています。

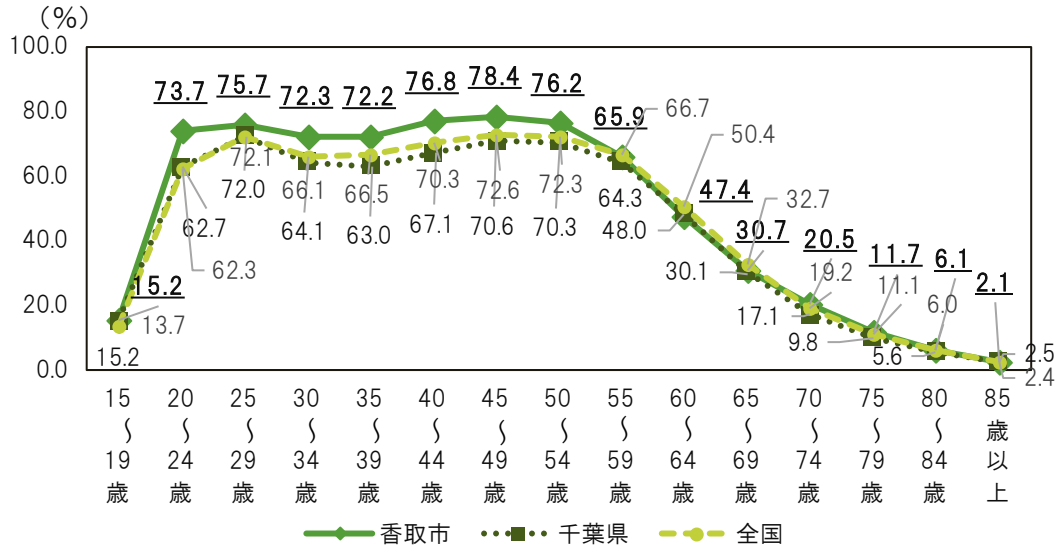
◆図表 13 女性の5歳階級別労働力率の推移◆



資料：国勢調査（平成22年、平成27年）

女性の5歳階級別労働力率（全国・千葉県比較）をみると、60～64歳を除く全ての年齢で千葉県よりも高く、55～64歳を除く全ての年齢で全国よりも高くなっています。

◆図表 14 女性の5歳階級別労働力率（全国・千葉県比較）◆

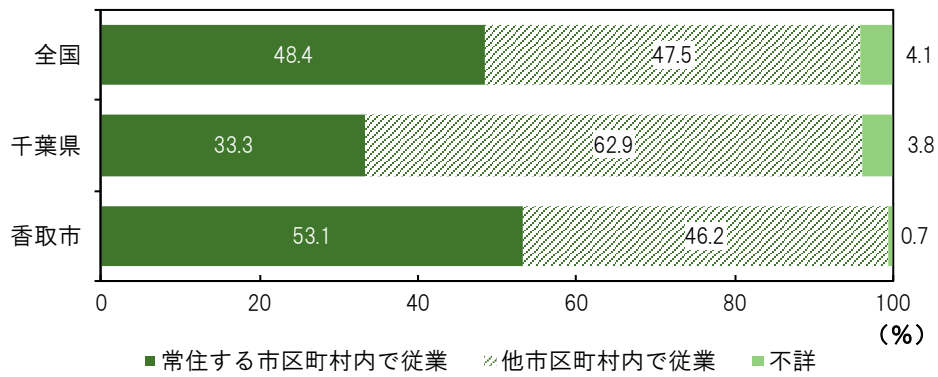


資料：国勢調査（平成27年）

15歳以上就業者の男女別従業場所をみると、香取市では男女ともに市内で従業している方が5割以上と、全国・千葉県と比較して高くなっています。

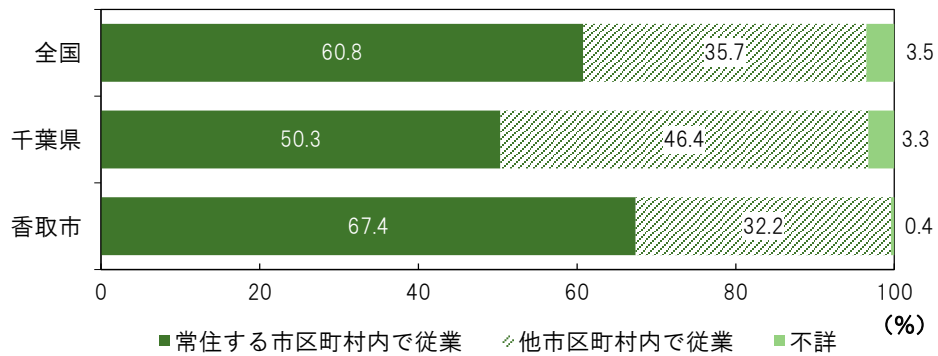
◆男女別従業場所（15歳以上就業者）◆

<図表 15-1 男性>



資料：国勢調査（平成27年）

<図表 15-2 女性>

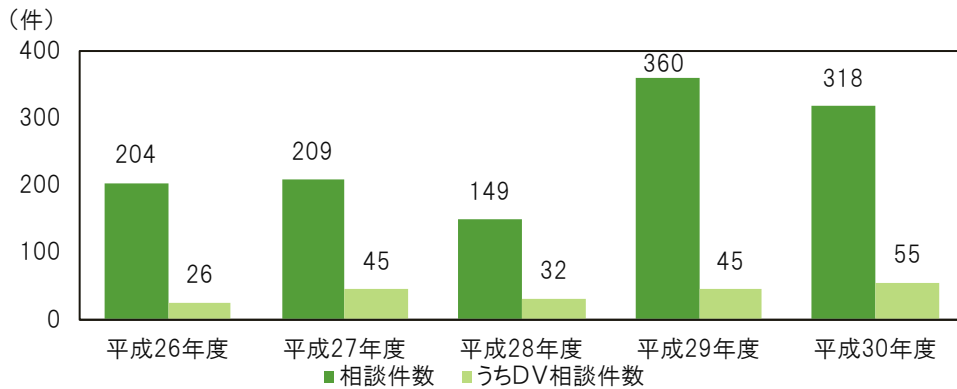


資料：国勢調査（平成27年）

④あらゆる暴力に関する状況

市民相談件数、DV相談件数について、相談件数は増加傾向にあります。平成26年度と平成30年度を比較すると、相談全体では約1.5倍、DV相談件数は約2倍となっています。

◆図表 16 市民相談件数、DV相談件数の推移◆

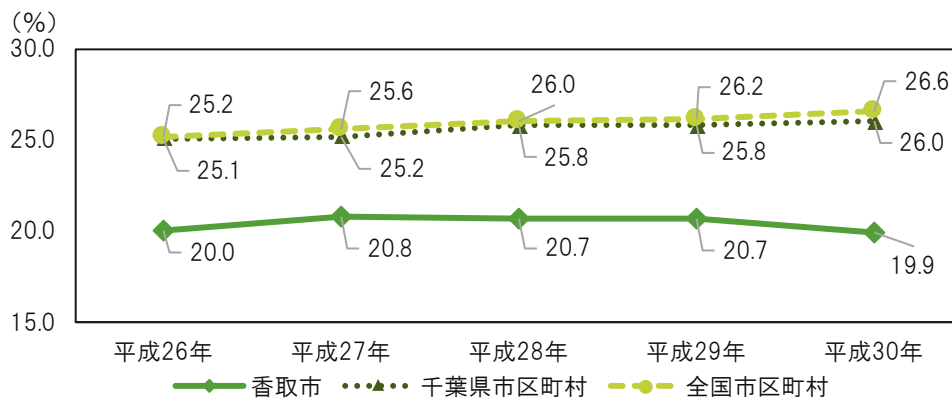


資料：市民協働課

⑤政策・方針決定に関する女性参画の状況

審議会等における女性委員の割合の推移をみると、全国市区町村・千葉県市区町村と比較して低い水準で推移しています。

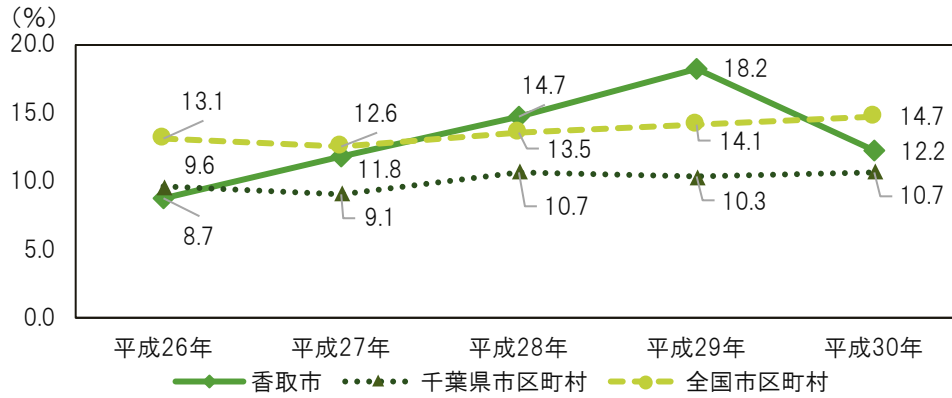
◆図表 17 審議会等における女性委員の割合の推移◆



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

市職員（うち一般行政職）の女性登用（課長相当職以上）の割合の推移をみると、本市は平成26年から平成29年にかけて上昇し、全国市区町村・千葉県市区町村を上回りましたが、平成30年には大きく減少しています。

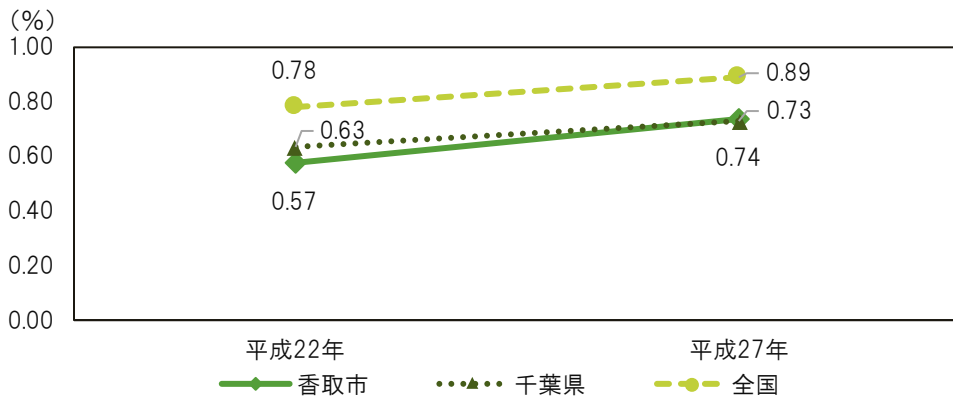
◆図表 18 市職員（うち一般行政職）の女性登用（課長相当職以上）の割合の推移◆



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

女性の管理的職業従事者割合の推移をみると、本市は平成22年から平成27年にかけて上昇しています。平成22年には全国・千葉県を下回っていましたが、平成27年には千葉県を上回っています。

◆図表 19 女性の管理的職業従事者割合の推移（全国・千葉県比較）◆



資料：国勢調査（平成22年、平成27年）

※管理的職業従事者割合

就業者のうち、「管理的職業」に従事する者の割合。

「管理的職業」とは、事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制等、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。

国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。

(2) 各種調査からみる現状

① 市民意識調査からみる現状

<男女共同参画に関する市民意識調査>

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、本計画策定の基礎資料とするために、令和元年5月に「香取市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

調査の概要は以下の通りです。

対象	香取市に居住している20歳以上の市民2,000人を無作為に抽出
調査期間	令和元年5月31日から令和元年6月14日
調査方法	調査票による本人記入方式。郵送による配布・回収
有効回収数	650件（回収率32.5%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・回答者自身について・男女平等について・家庭生活について・仕事について・少子・高齢化について・人権に関することについて・男女平等推進の施策について・社会活動等への参画について

<人権問題に関する市民意識調査>

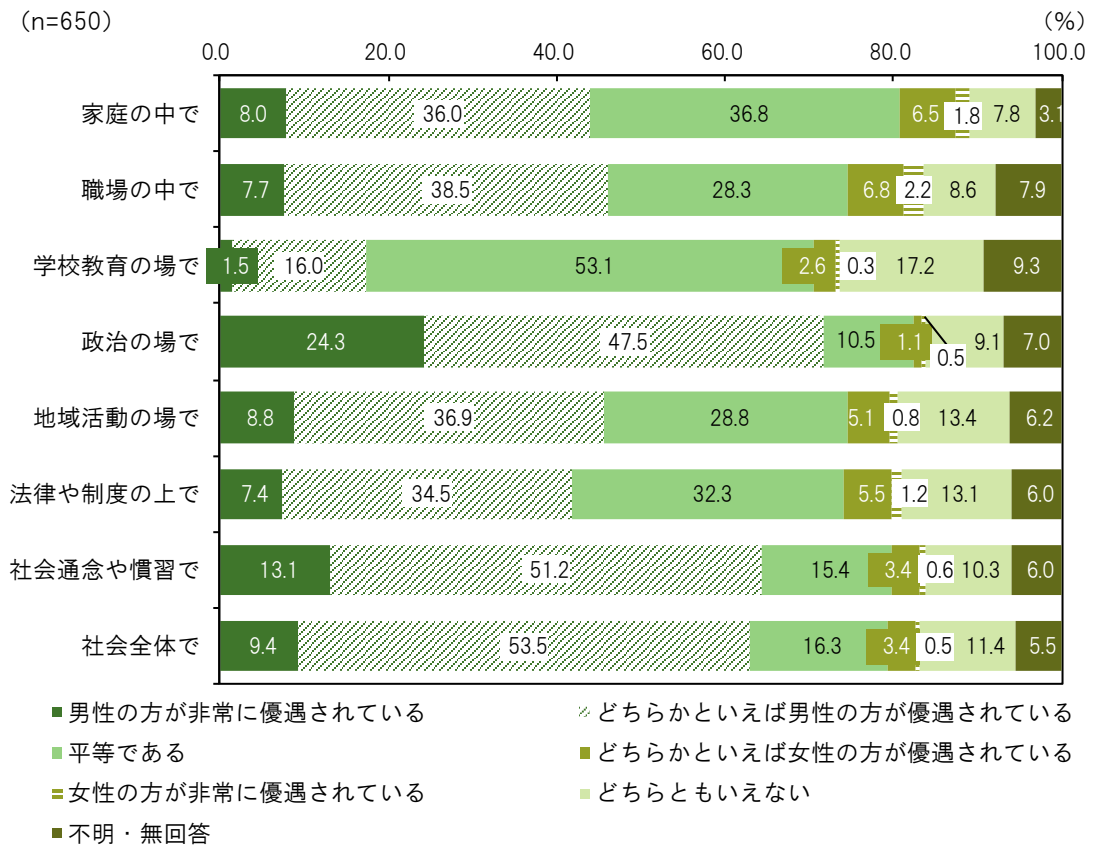
市民が人権問題についてどのような考えや意識を保持しているかを明らかにすることで、人権問題についての基礎的データを収集することを目的に実施しました。

調査の概要は以下の通りです。

対象	香取市に居住している20歳以上の市民2,000人を無作為に抽出
調査期間	平成30年8月
調査方法	調査票による本人記入方式。郵送による配布・回収
有効回収数	920件（回収率46.0%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・人権問題全般について・家族・育児・介護・福祉にかかわる人権意識・地域での生活状況、親しい人間関係・同和問題・外国人問題にかかわる人権意識・回答者自身について

様々な分野における男女の地位の平等感については、「政治の場で」「社会通念や慣習で」「社会全体で」において「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた「男性優遇」が6割以上と高くなっています。また、「学校教育の場で」において「平等である」が5割以上と他に比べて高くなっています。

◆図表 20 様々な分野における男女の地位の平等感◆



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

男女別にみると「家庭の中で」「地域活動の場で」「法律や制度の上で」について、男性は「平等である」が最も高くなっているのに対し、女性では「どちらかといえば男性が優遇されている」が最も高くなっています。特に、「法律や制度の上で」において男性は「平等である」が41.4%となっているのに対し、女性は25.1%、「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた人は男性では27.7%となっているのに対し、女性では40.1%とそれぞれ10ポイント以上の開きがみられます。

◆図表 21 様々な分野における男女の地位の平等感（男女別クロス集計）◆

%		合計	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	どちらともいえない	不明・無回答
家庭の中で	男性	292	4.1	33.6	42.1	8.6	1.7	8.2	1.7
	女性	347	11.5	38.9	32.6	4.6	2.0	7.8	2.6
職場の中で	男性	292	4.8	38.4	30.8	8.9	3.1	7.2	6.8
	女性	347	10.1	39.8	25.6	5.2	1.4	10.1	7.8
学校教育の場で	男性	292	0.7	11.6	56.2	3.8	0.7	17.8	9.2
	女性	347	2.3	19.9	51.3	1.7	-	17.0	7.8
政治の場で	男性	292	18.5	47.3	14.7	1.0	1.0	11.3	6.2
	女性	347	30.0	48.4	6.6	1.2	-	7.2	6.6
地域活動の場で	男性	292	6.8	32.9	33.6	7.5	0.7	13.0	5.5
	女性	347	10.7	40.9	25.1	3.2	0.9	13.5	5.7
法律や制度の上で	男性	292	4.8	27.7	41.4	7.9	2.7	10.3	5.2
	女性	347	9.8	40.3	25.1	3.7	-	15.6	5.5
社会通念や慣習で	男性	292	8.2	51.0	21.2	5.1	1.4	7.9	5.2
	女性	347	17.3	52.7	10.1	2.0	-	12.7	5.2
社会全体で	男性	292	5.1	52.1	22.3	4.8	1.0	9.6	5.1
	女性	347	13.0	56.2	11.0	2.3	-	13.3	4.2

資料：男女共同参画に関する市民意識調査

全国、千葉県の結果と比較すると、「法律や制度の上で」男女が「平等である」と考える割合が低くなっています。

また、「地域活動の場で」男女が「平等である」と考える割合が国と比較して低く、本市では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も高くなっています。

一方、「職場の中で」では「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた「男性優遇」の割合が低く、男女が「平等である」と考える割合が千葉県と比較して高くなっています。

◆図表 22 様々な分野における男女の地位の平等感（全国・千葉県比較）◆

%		合計	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	どちらともいえない（わからない）	不明・無回答
家庭の中で	香取市	650	8.0	36.0	36.8	6.5	1.8	7.8	3.1
	千葉県	799	9.0	37.4	37.5	8.6	2.0	3.4	2.1
	全国	3,059	7.8	35.7	47.4	5.9	0.8	2.4	-
職場の中で	香取市	650	7.7	38.5	28.3	6.8	2.2	8.6	7.9
	千葉県	799	13.1	51.7	15.8	6.3	1.9	7.9	3.3
	全国	3,059	15.1	41.5	29.7	4.1	0.6	9.0	-
学校教育の場で	香取市	650	1.5	16.0	53.1	2.6	0.3	17.2	9.3
	千葉県	799	2.8	16.6	55.3	4.8	0.5	15.8	4.2
	全国	3,059	2.5	13.5	66.4	2.9	0.3	14.4	-
政治の場で	香取市	650	24.3	47.5	10.5	1.1	0.5	9.1	7.0
	千葉県	799	30.9	44.3	12.4	2.4	0.5	6.8	2.7
	全国	3,059	27.1	46.3	18.9	2.0	0.3	5.4	-
地域活動の場で	香取市	650	8.8	36.9	28.8	5.1	0.8	13.4	6.2
	全国	3,059	6.8	26.7	47.2	10.5	1.3	7.5	-
法律や制度の上で	香取市	650	7.4	34.5	32.3	5.5	1.2	13.1	6.0
	千葉県	799	9.1	31.9	36.0	8.4	1.3	10.5	2.8
	全国	3,059	10.6	34.7	40.8	5.0	0.7	8.2	-
社会通念や慣習で	香取市	650	13.1	51.2	15.4	3.4	0.6	10.3	6.0
	千葉県	799	16.8	57.3	12.1	4.5	0.5	6.6	2.2
	全国	3,059	17.6	52.8	21.8	2.8	0.4	4.6	-
社会全体で	香取市	650	9.4	53.5	16.3	3.4	0.5	11.4	5.5
	千葉県	799	10.9	60.6	13.0	6.3	0.9	5.9	2.4
	全国	3,059	9.7	64.5	21.1	2.8	0.2	1.7	-

資料：男女共同参画に関する市民意識調査

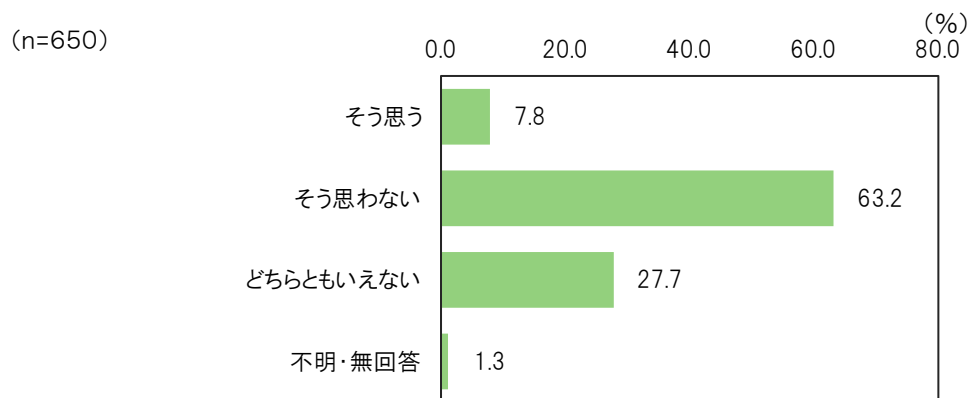
※千葉県：平成 26 年度「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」

千葉県では「地域活動の場で」という設問はありませんでした。

※全国：平成 28 年度「男女共同参画社会に関する世論調査」

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「そう思わない」が63.2%と最も高く、「そう思う」を大きく上回っています。

◆図表 23 「男は仕事、女は家庭」という考え方について◆

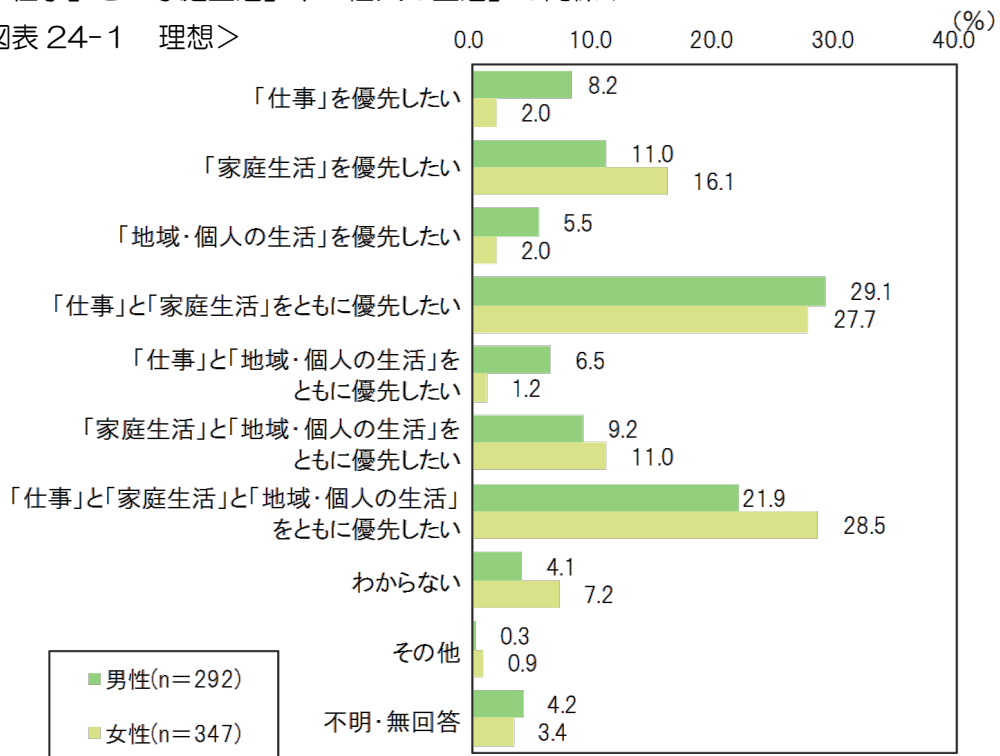


資料：男女共同参画に関する市民意識調査

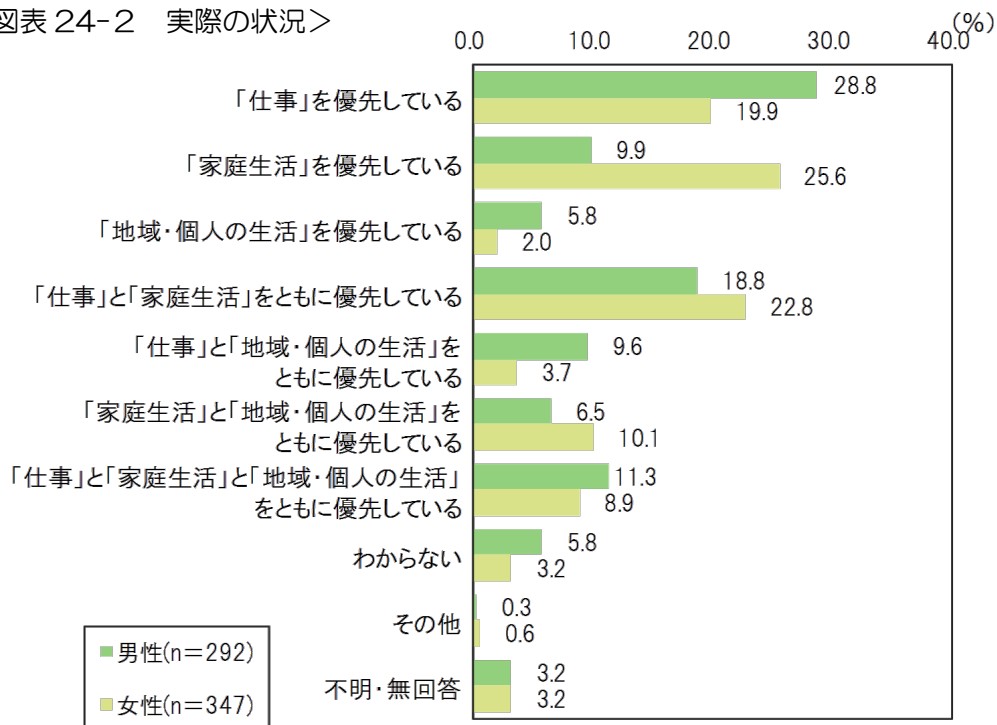
「仕事」と「家庭生活」や「個人の生活」の関係について、＜理想＞では男性は「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」、女性は「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先したい」が最も高くなっています。一方、＜実際の状況＞では男性は「『仕事』を優先している」、女性は「『家庭生活』を優先している」がそれぞれ最も高くなっています。

◆「仕事」と「家庭生活」や「個人の生活」の関係◆

＜図表 24-1 理想＞



＜図表 24-2 実際の状況＞

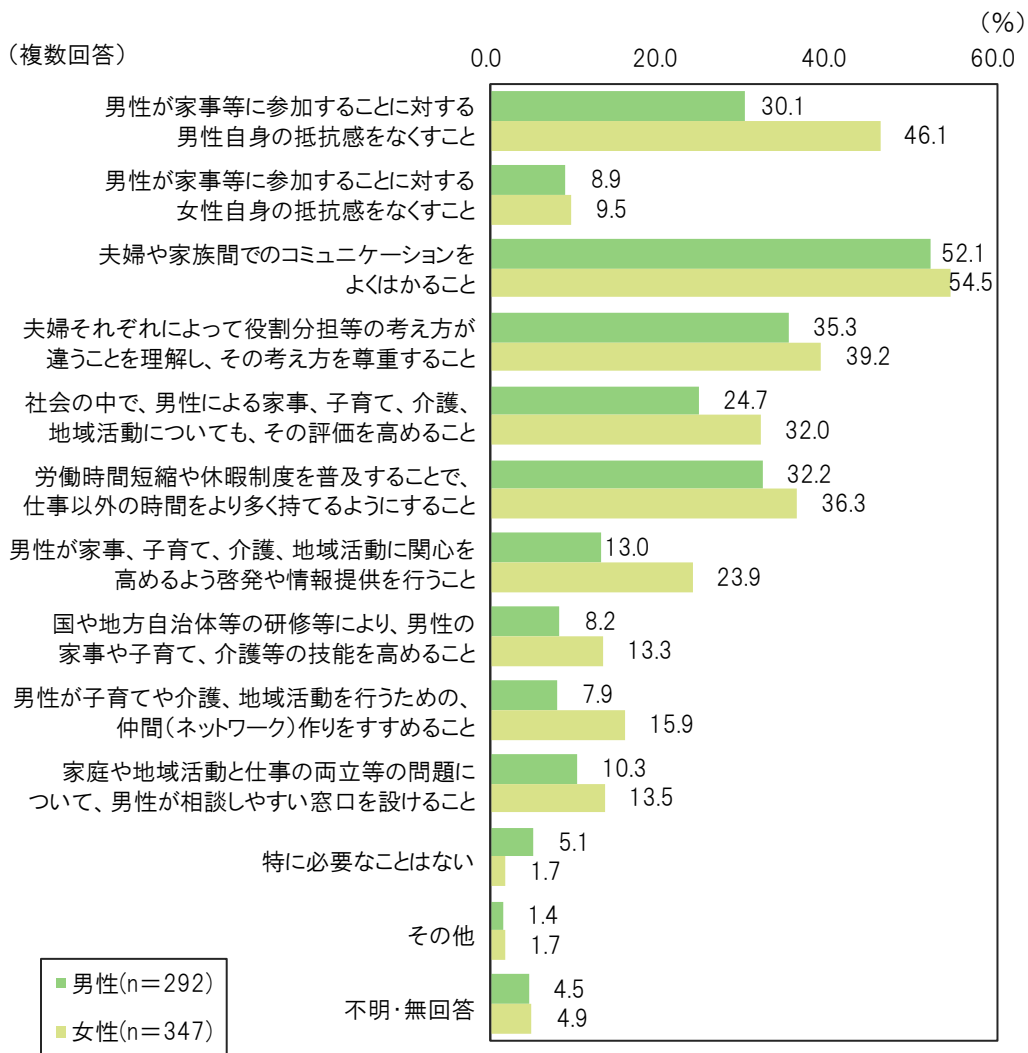


資料：男女共同参画に関する市民意識調査

今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことについては、男女ともに「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も高くなっています。

また、「男性が家事等に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」「男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと」については男女に10ポイント以上の差があり、いずれも女性の方が高くなっています。

◆図表 25 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと◆

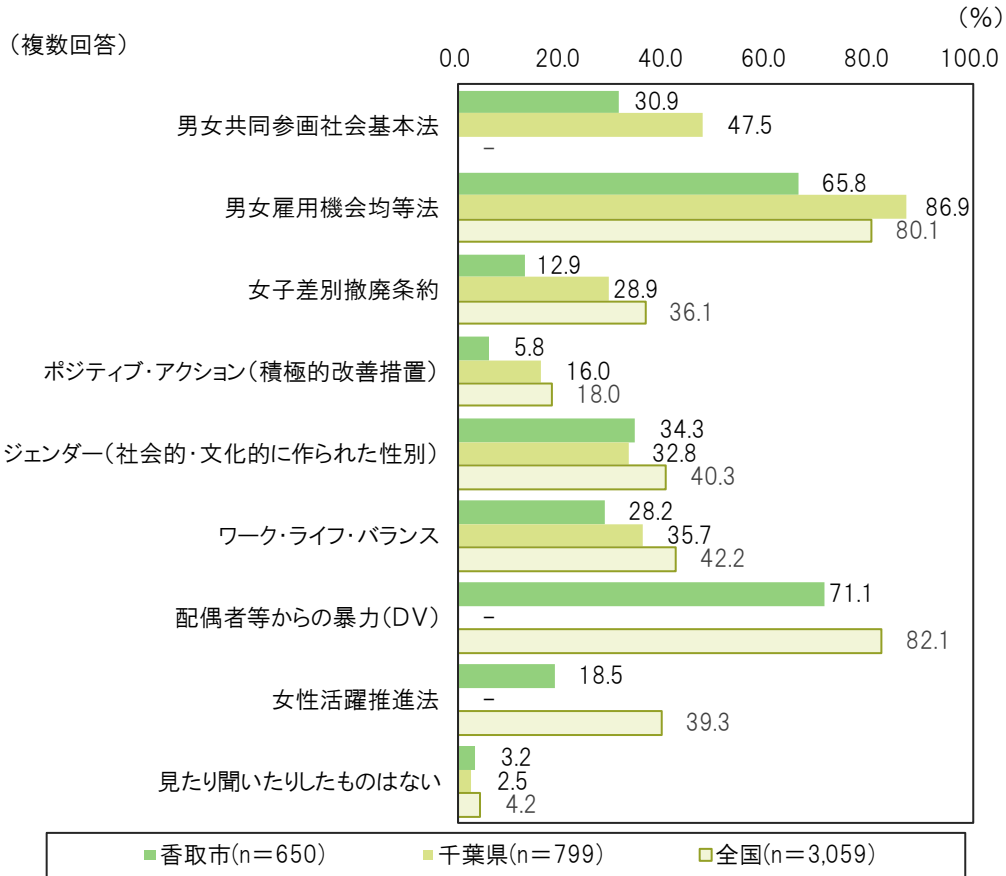


資料：男女共同参画に関する市民意識調査

男女共同参画に関する用語の認知度については、「ジェンダー（社会・文化的に作られた性別）」を除き全ての認知度が国や県と比較して低くなっています。

特に、「女子差別撤廃条約」については全国と比較して 23.3 ポイント、「女性活躍推進法」については全国と比較して 20.8 ポイントと差が大きくなっています。

◆図表 26 男女共同参画に関する用語の認知度（全国・千葉県比較）◆



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

※千葉県：平成 26 年度「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」

千葉県では「配偶者等からの暴力（DV）」「女性活躍推進法」という設問はありませんでした。

※全国：平成 28 年度「男女共同参画社会に関する世論調査」

全国では「男女共同参画社会基本法」という設問はありませんでした。

地域活動への参画について、現在参画している地域活動は、全体と50～69歳において「町内会・自治会、高齢者クラブ等に関する活動」が最も高くなっています。

また、20～34歳では「いずれもない」、35～49歳では「保育園・学校等の保護者会・PTA活動、子ども育成会」、70歳以上では「趣味・スポーツ、教養・学習・文化に関する活動」が最も高くなっています。

◆図表 27 現在参画している地域活動◆

%	合計	趣味・スポーツ、教養・学習・文化に関する活動	町内会・自治会、高齢者クラブ等に関する活動	保育園・学校等の保護者会・PTA活動、子ども育成会活動	青少年健全育成に関する活動	男女平等や女性問題について学習する会等男女共同参画に関する活動	消費者問題に関する活動(生協のリーダー等)	社会福祉分野での活動
全体	650	15.7	19.7	10.9	2.3	0.5	0.8	3.5
20～24歳	32	18.8	6.3	3.1	-	-	-	-
25～29歳	34	17.6	8.8	8.8	-	-	-	8.8
30～34歳	37	16.2	8.1	8.1	-	-	-	2.7
35～39歳	55	12.7	14.5	25.5	3.6	-	1.8	5.5
40～44歳	44	9.1	15.9	34.1	2.3	-	-	4.5
45～49歳	48	6.3	14.6	27.1	4.2	2.1	2.1	4.2
50～54歳	59	6.8	20.3	18.6	6.8	-	-	-
55～59歳	75	17.3	25.3	6.7	2.7	1.3	-	2.7
60～64歳	58	19.0	27.6	1.7	-	-	-	3.4
65～69歳	90	16.7	27.8	2.2	2.2	1.1	-	6.7
70～74歳	42	19.0	16.7	-	2.4	-	-	-
75歳以上	69	27.5	26.1	2.9	-	-	2.9	2.9

%	合計	保健・衛生・医療分野での活動	自然保護・公害防止等、環境問題に関する活動	国際交流・国際協力・国際平和に関する活動	性的少数者に関する活動	その他	いずれもない	不明・無回答
全体	650	1.4	1.5	1.2	0.3	0.9	15.4	47.1
20～24歳	32	-	-	3.1	-	-	21.9	56.3
25～29歳	34	2.9	-	-	-	-	20.6	52.9
30～34歳	37	-	-	-	-	-	18.9	51.4
35～39歳	55	-	-	-	-	-	21.8	40.0
40～44歳	44	2.3	-	-	-	-	11.4	38.6
45～49歳	48	-	-	-	2.1	-	22.9	39.6
50～54歳	59	5.1	3.4	1.7	1.7	3.4	13.6	47.5
55～59歳	75	1.3	1.3	-	-	2.7	16.0	44.0
60～64歳	58	-	-	-	-	1.7	17.2	44.8
65～69歳	90	-	4.4	4.4	-	1.1	10.0	50.0
70～74歳	42	2.4	-	2.4	-	-	16.7	47.6
75歳以上	69	2.9	4.3	1.4	-	-	5.8	55.1

資料：男女共同参画に関する市民意識調査

今後参画してみたい地域活動については、全ての年齢で「趣味・スポーツ、教養・学習・文化に関する活動」が最も高くなっています。20～29歳では全ての活動について全体の結果より高い割合となっています。特に、20～24歳では「趣味・スポーツ、教養・学習・文化に関する活動」に加え、「保育園・学校等の保護者会・PTA活動、子ども育成会活動」「保健・衛生・医療分野での活動」「自然保護・公害防止等、環境問題に関する活動」で3割を超え高くなっています。

◆図表 28 今後参画してみたい地域活動◆

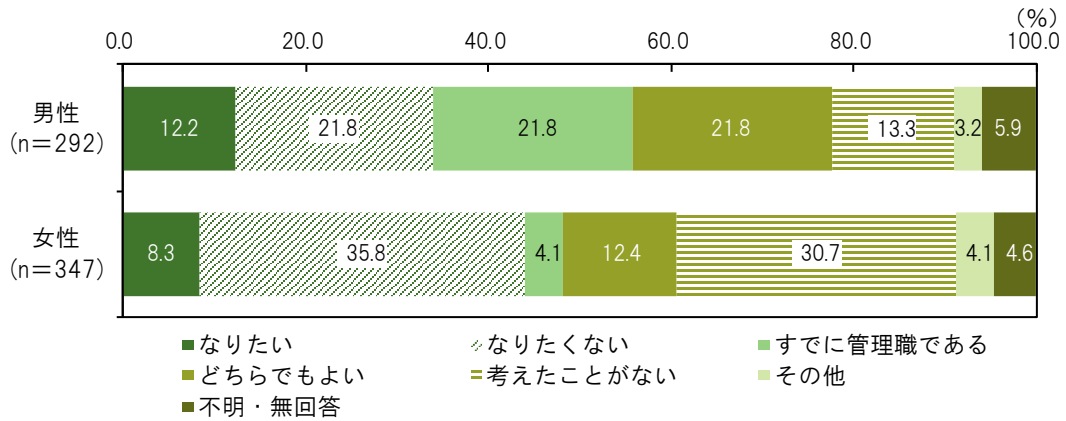
%	合計	趣味・スポーツ、教養・学習・文化に関する活動	町内会・自治会、高齢者クラブ等に関する活動	保育園・学校等の保護者会・PTA活動、子ども育成会活動	青少年健全育成に関する活動	男女平等や女性問題について学習する会等男女共同参画に関する活動	消費者問題に関する活動(生協のリーダー等)	社会福祉分野での活動
全体	650	29.8	10.8	7.7	6.5	7.1	4.8	11.1
20～24歳	32	37.5	18.8	31.3	18.8	21.9	12.5	25.0
25～29歳	34	38.2	14.7	17.6	17.6	17.6	17.6	20.6
30～34歳	37	32.4	8.1	16.2	5.4	5.4	-	8.1
35～39歳	55	29.1	9.1	14.5	9.1	7.3	7.3	10.9
40～44歳	44	31.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	11.4
45～49歳	48	27.1	8.3	12.5	6.3	2.1	-	4.2
50～54歳	59	39.0	8.5	5.1	10.2	3.4	3.4	11.9
55～59歳	75	34.7	6.7	5.3	5.3	10.7	2.7	14.7
60～64歳	58	36.2	8.6	1.7	8.6	8.6	5.2	10.3
65～69歳	90	30.0	16.7	1.1	2.2	3.3	3.3	12.2
70～74歳	42	14.3	11.9	-	-	2.4	4.8	2.4
75歳以上	69	14.5	11.6	2.9	-	4.3	1.4	7.2

%	合計	保健・衛生・医療分野での活動	自然保護・公害防止等、環境問題に関する活動	国際交流・国際協力・国際平和に関する活動	性的少数者に関する活動	その他	いずれもない	不明・無回答
全体	650	9.7	15.2	11.1	4.6	2.2	14.5	38.2
20～24歳	32	31.3	34.4	28.1	21.9	9.4	15.6	28.1
25～29歳	34	29.4	26.5	23.5	17.6	2.9	8.8	32.4
30～34歳	37	8.1	18.9	10.8	-	-	10.8	35.1
35～39歳	55	10.9	14.5	18.2	7.3	3.6	21.8	30.9
40～44歳	44	13.6	9.1	11.4	9.1	2.3	15.9	40.9
45～49歳	48	6.3	8.3	12.5	2.1	2.1	25.0	22.9
50～54歳	59	8.5	15.3	11.9	1.7	-	18.6	27.1
55～59歳	75	6.7	13.3	17.3	4.0	4.0	10.7	38.7
60～64歳	58	8.6	19.0	8.6	3.4	-	10.3	31.0
65～69歳	90	5.6	16.7	4.4	2.2	1.1	10.0	42.2
70～74歳	42	7.1	7.1	-	-	-	11.9	59.5
75歳以上	69	1.4	10.1	1.4	-	2.9	11.6	59.4

資料：男女共同参画に関する市民意識調査

管理職になりたいかについて、男性では「なりたくない」「すでに管理職である」「どちらでもよい」が同率で最も高くなっています。女性では「なりたくない」「考えたことがない」が3割以上と、男性と比較して高くなっています。

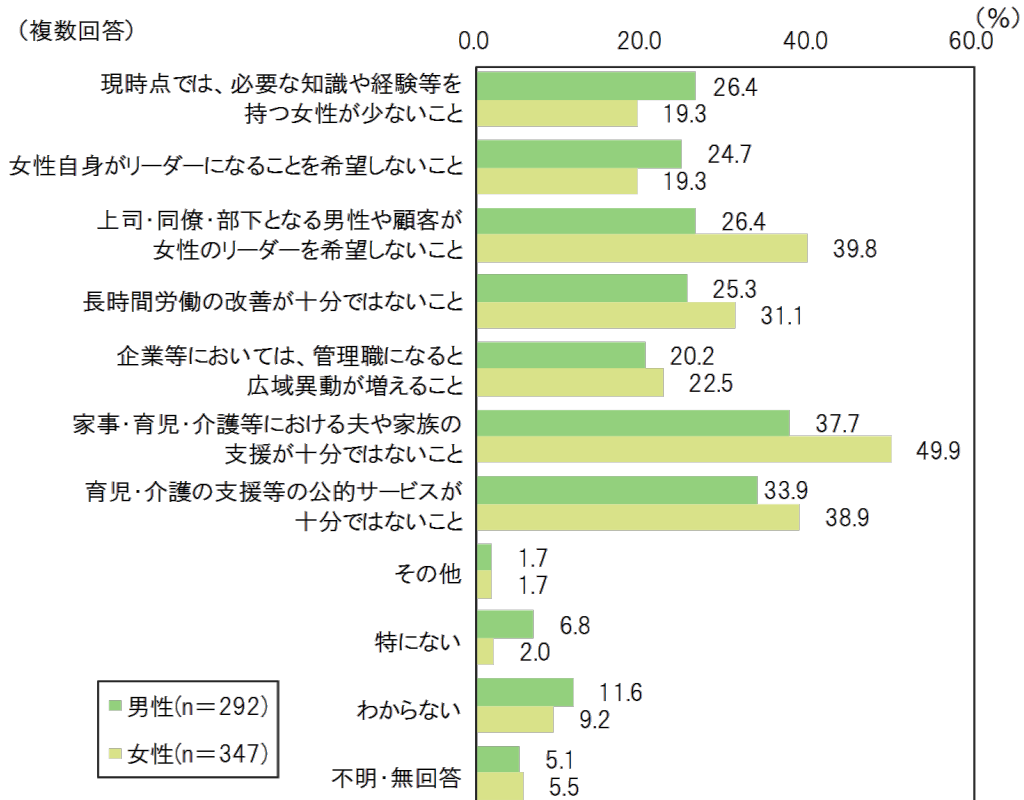
◆図表 29 管理職になりたいか◆



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

女性のリーダーを増やす際に障がいとなるものについては、男女ともに「家事・育児・介護等における夫や家族の支援が十分ではないこと」が最も高くなっています。また、女性では「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性のリーダーを希望しないこと」が2番目に高く、男性よりも10ポイント以上高い割合となっています。

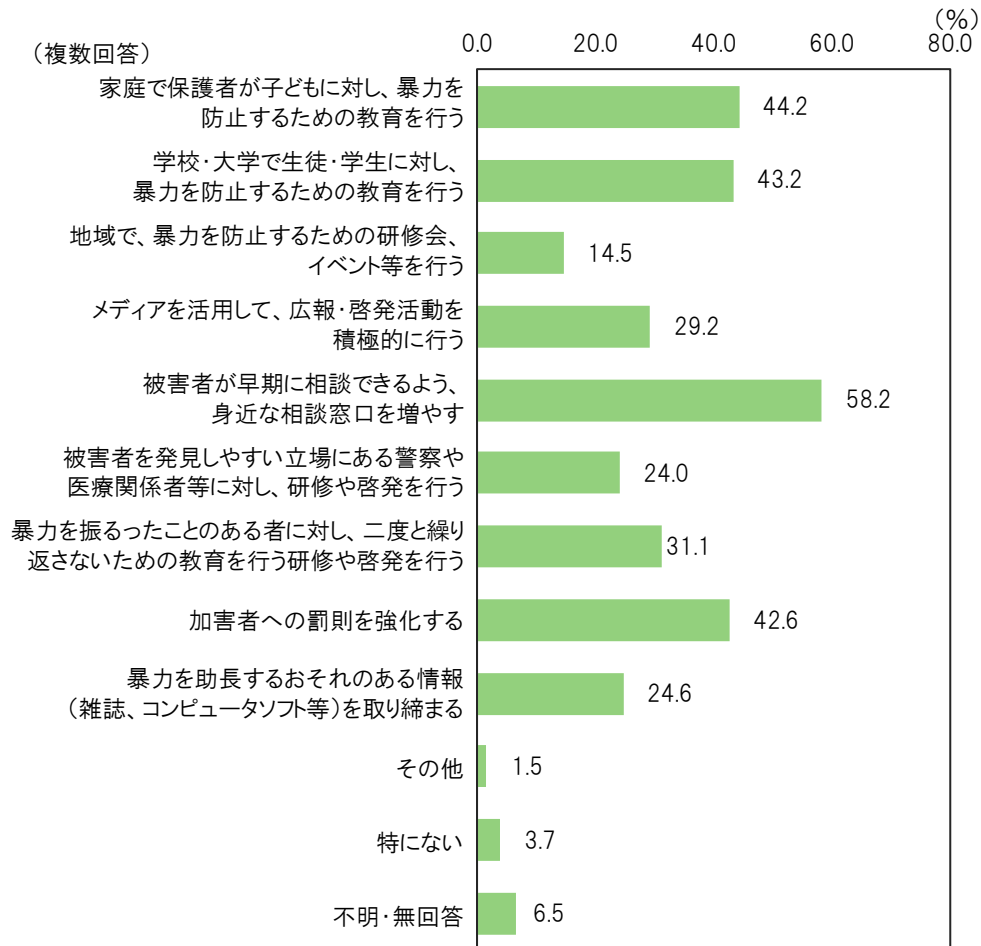
◆図表 30 女性のリーダーを増やす際に障がいとなるもの◆



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

男女間における暴力を防止するために必要なことについては、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が58.2%と最も高く、次いで「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」が44.2%、「学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」が43.2%、「学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」が43.2%となっています。

◆図表 31 男女間における暴力を防止するために必要なこと◆

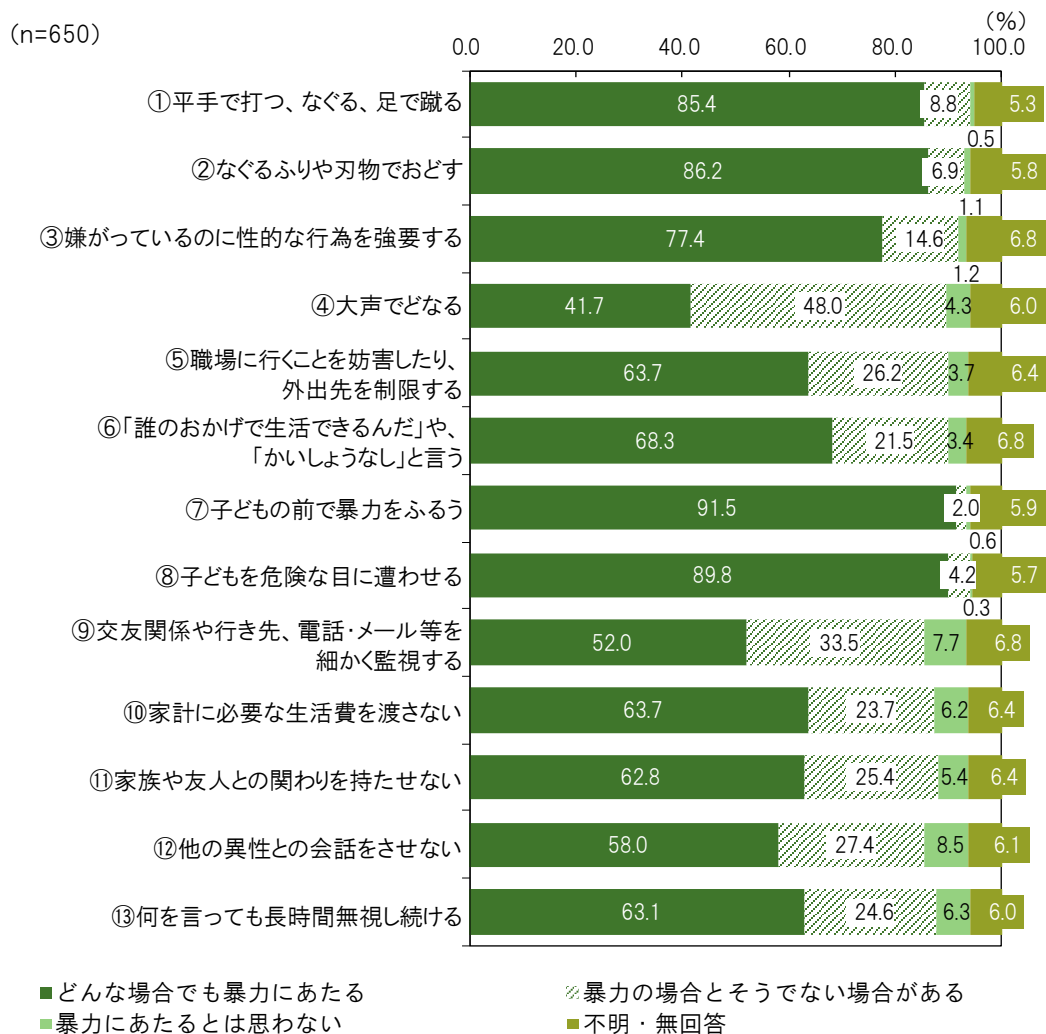


資料：男女共同参画に関する市民意識調査

どのようなことを暴力であると考えるかについては、「①平手で打つ、なぐる、足で蹴る」「②なぐるふりや刃物でおどす」「③嫌がっているのに性的な行為を強要する」「⑦子どもの前で暴力をふるう」「⑧子どもを危険な目に遭わせる」については「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した人が7割以上と高くなっています。

一方、「④大声でどなる」「⑨交友関係や行き先、電話・メール等を細かく監視する」「⑫他の異性との会話をさせない」については4割台から5割台と低くなっています。

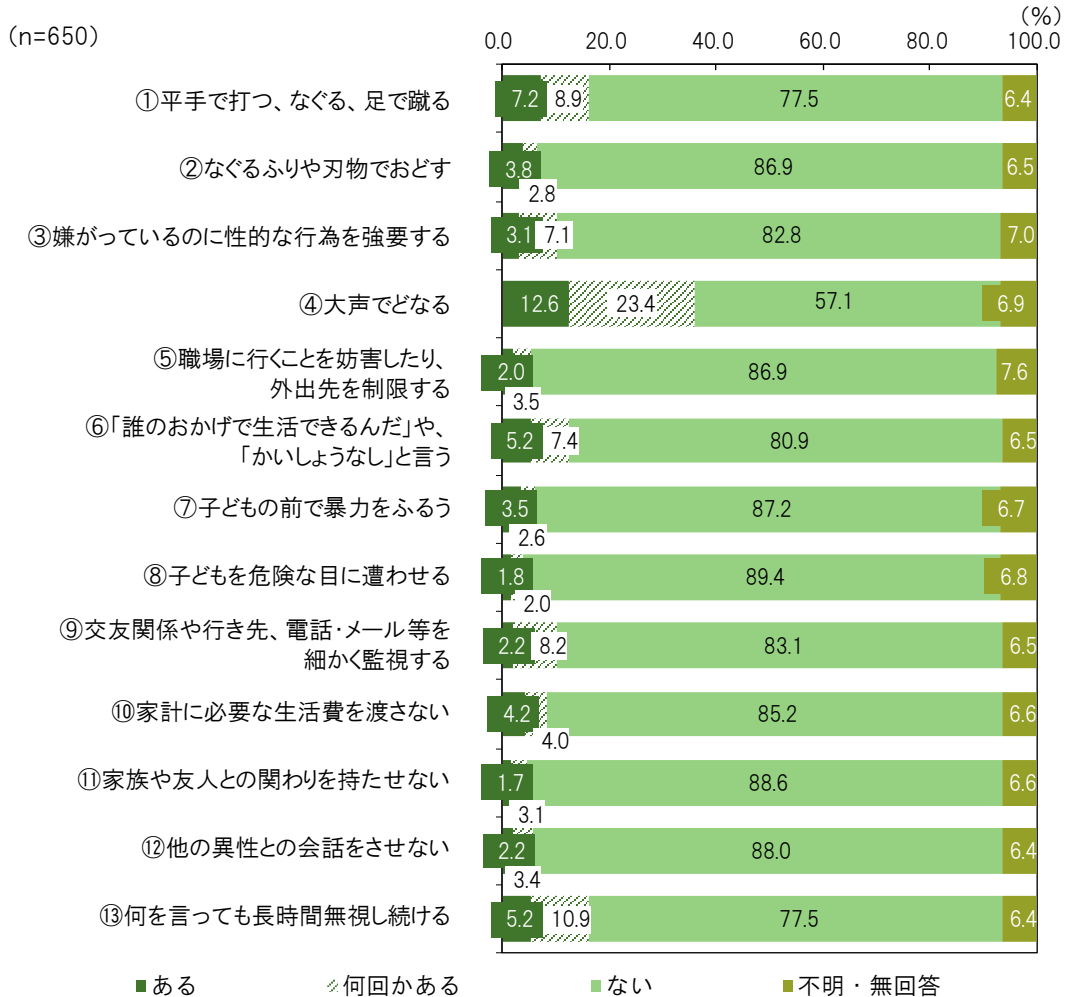
◆図表 32 どのようなことを暴力であると考えるか◆



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

どのような暴力を受けた経験があるかについては、「④大声でどなる」で「ある」「何回かある」を合わせた『ある』が36.0%と高くなっています。次いで『ある』の割合は「①平手で打つ、なぐる、足で蹴る」「⑬何を言っても長時間無視し続ける」が16.1%、「⑥『誰のおかげで生活できるんだ』や、『かいしょうなし』と言う」が12.6%と高くなっています。

◆図表 33 どのような暴力を受けた経験があるか◆

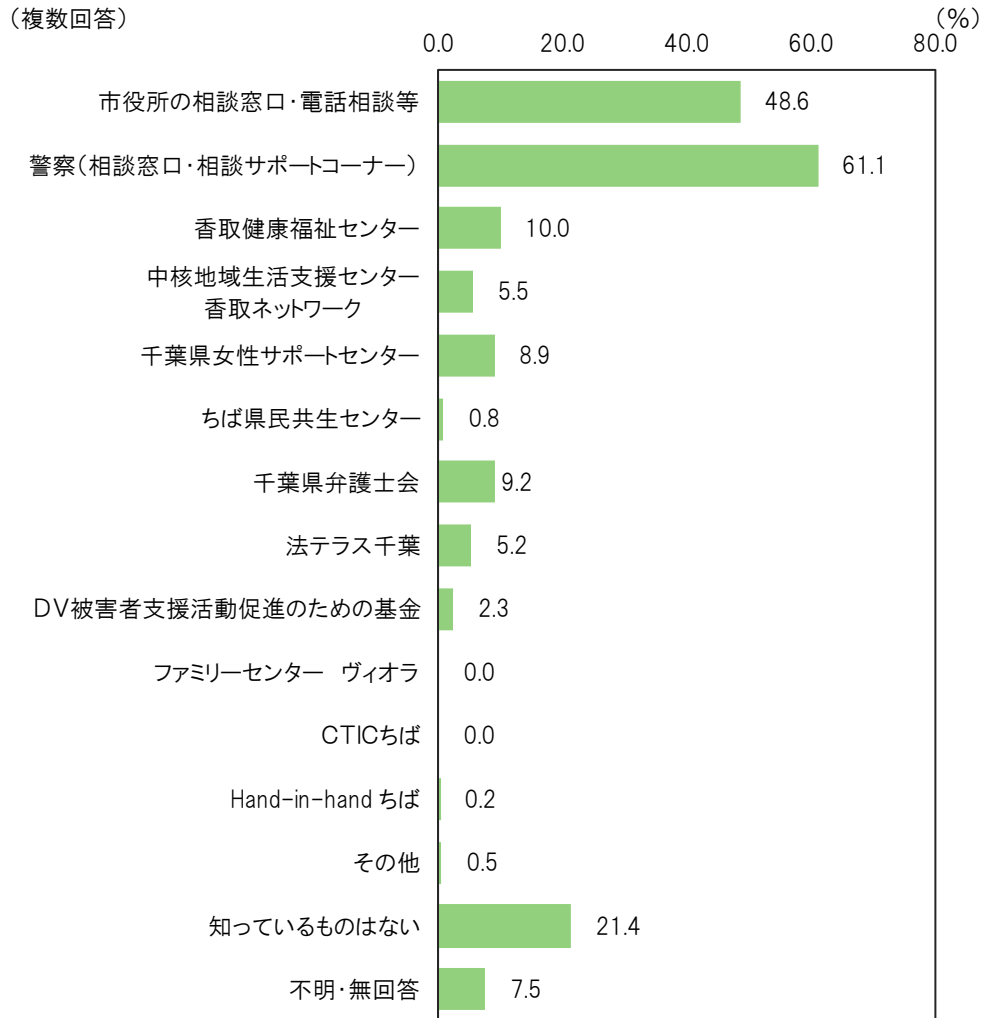


資料：男女共同参画に関する市民意識調査

知っている暴力に関する相談窓口では、「警察（相談窓口・相談サポートコーナー）」が61.1%と最も高く、次いで「市役所の相談窓口」が48.6%、「香取健康福祉センター」が10.0%となっています。

また、「知っているものはない」も21.4%と高くなっています。

◆図表 34 暴力に関する相談窓口の認知度◆

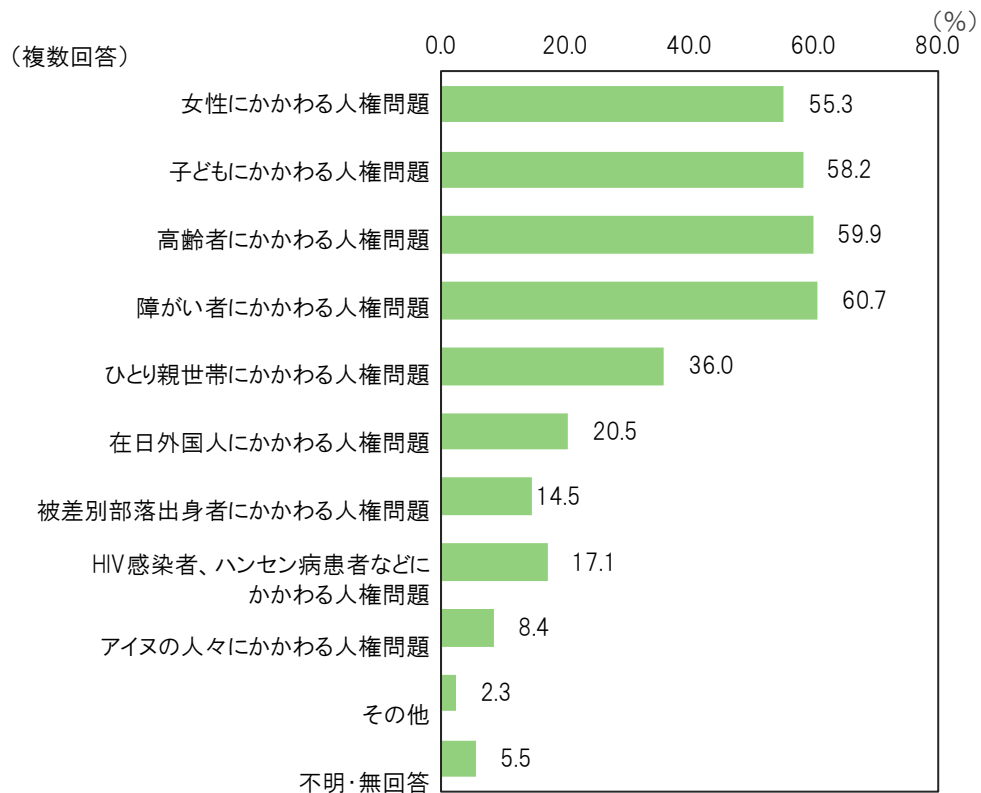


資料：男女共同参画に関する市民意識調査

関心のある人権問題については、「障がい者にかかわる人権問題」が60.7%と最も高く、次いで「高齢者にかかわる人権問題」が59.9%、「子どもにかかわる人権問題」が58.2%となっています。「女性にかかわる人権問題」は55.3%と4番目に高くなっています。

上位4位までは5割を超えています。それ以外の人権問題については低い割合となっています。

◆図表 35 関心のある人権問題◆



資料：人権問題に関する市民意識調査

②事業所対象調査からみる現状

市内事業所の男女共同参画や女性の活躍推進に関する意識や実態を把握し、本計画策定の基礎資料とするために、令和元年8月に「香取市男女共同参画に関する事業所アンケート調査」を実施しました。

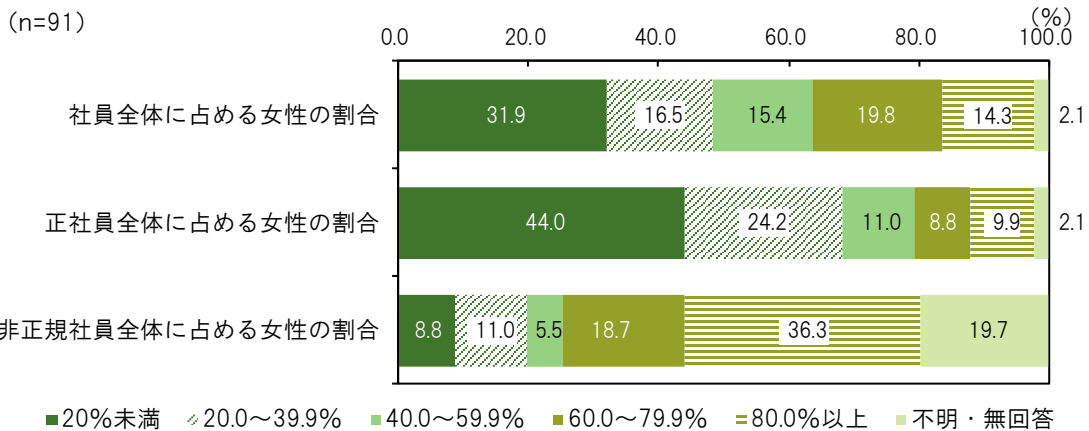
調査の概要は以下の通りです。

◆実施概要◆

対象	香取市内に本店又は支店を有する、従業員規模 20 人以上の事業所 221 か所
調査期間	令和元年8月 15 日から令和元年 8 月 30 日
調査方法	調査票による記入方式。郵送による配布・回収
有効回収数	91 件（回収率 41.2%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の状況について ・ワーク・ライフ・バランスについて ・女性従業員の実態について ・今後の取り組みについて

社員全体に占める女性社員の割合については、「20%未満」が 31.9%で最も高く、次いで「60.0～79.9%」が 19.8%、「20.0～39.9%」が 16.5%となっています。また、正社員における女性の割合は「20%未満」が最も高い一方、非正規社員における女性の割合は「80.0%以上」が最も高くなっています。

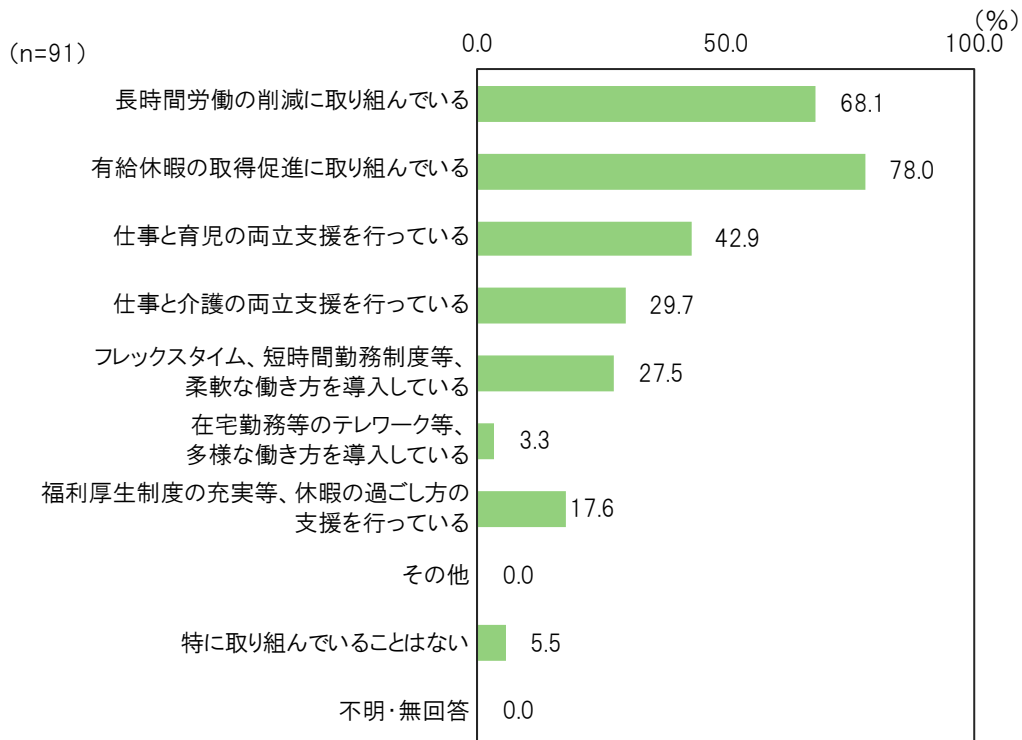
◆図表 36 事業所の女性社員の割合◆



資料：男女共同参画に関する事業所アンケート調査

事業所で取り組んでいるワーク・ライフ・バランスへの取り組みについては、「有給休暇の取得促進に取り組んでいる」が78.0%で最も高く、次いで「長時間労働の削減に取り組んでいる」が68.1%、「仕事と育児の両立支援を行っている」が42.9%となっています。また、「特に取り組んでいることはない」は5.5%となっています。

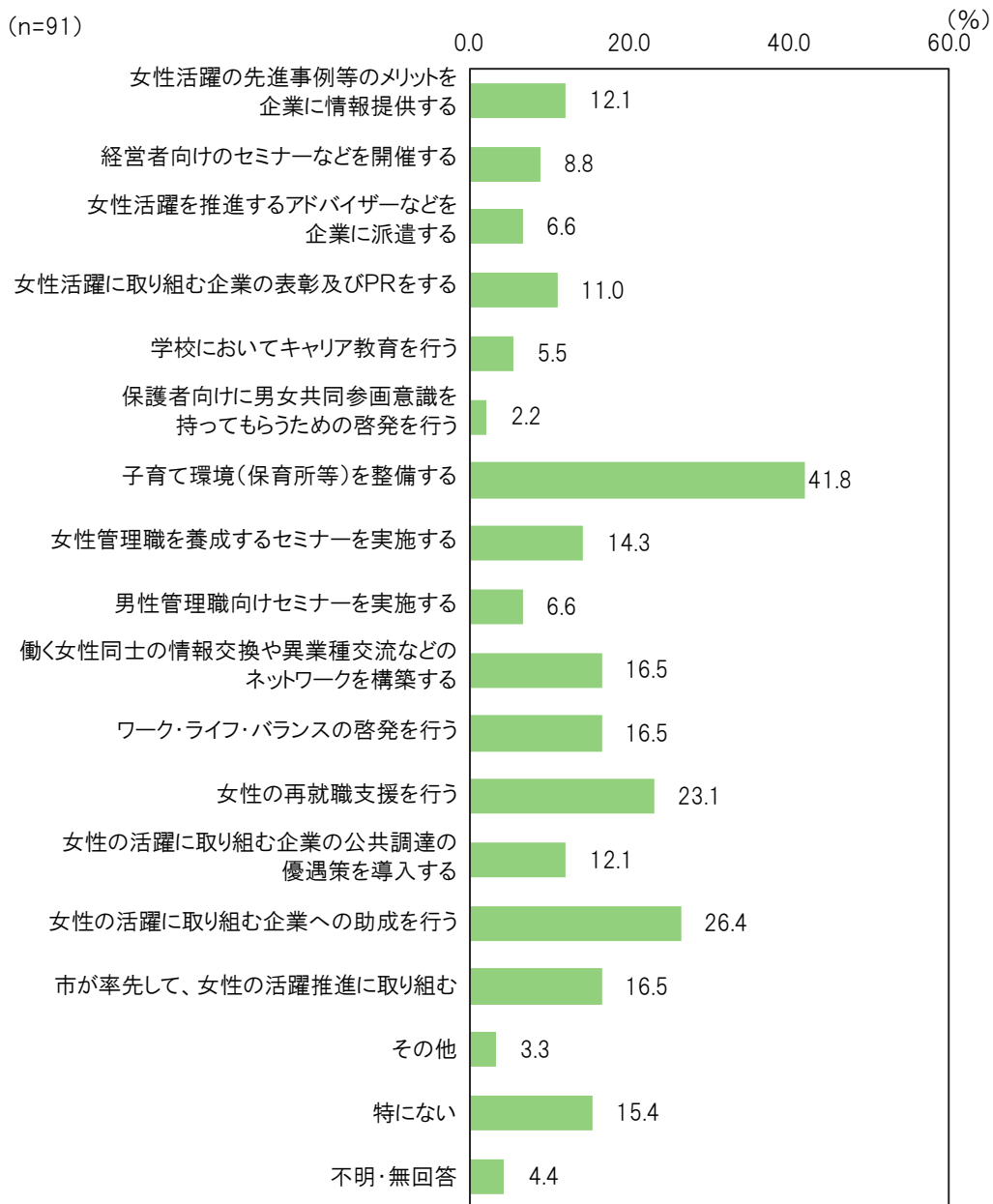
◆図表 37 事業所で取り組んでいるワーク・ライフ・バランスへの取り組み◆



資料：男女共同参画に関する事業所アンケート調査

市に充実を求める施策については、「子育て環境（保育所等）を整備する」が41.8%で最も高く、次いで「女性の活躍に取り組む企業への助成を行う」が26.4%、「女性の再就職支援を行う」が23.1%となっています。

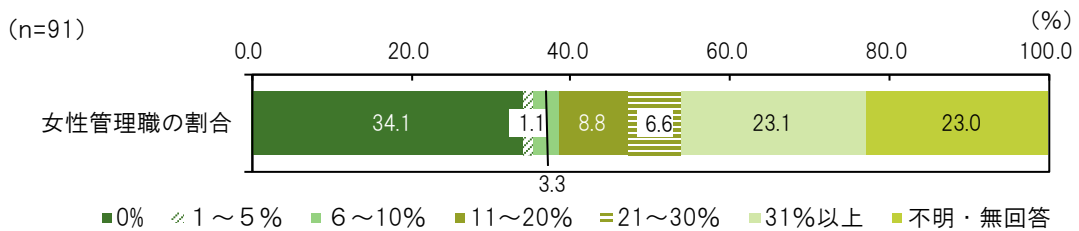
◆図表 38 企業等の女性活躍推進を図るために市に充実を求める施策◆



資料：男女共同参画に関する事業所アンケート調査

事業所の女性管理職の割合については、「0%」が34.1%で最も高く、次いで「31%以上」が23.1%となっており、女性管理職が多い事業所と少ない・いない事業所で二極化している状況です。

◆図表 39 事業所の女性管理職の割合◆



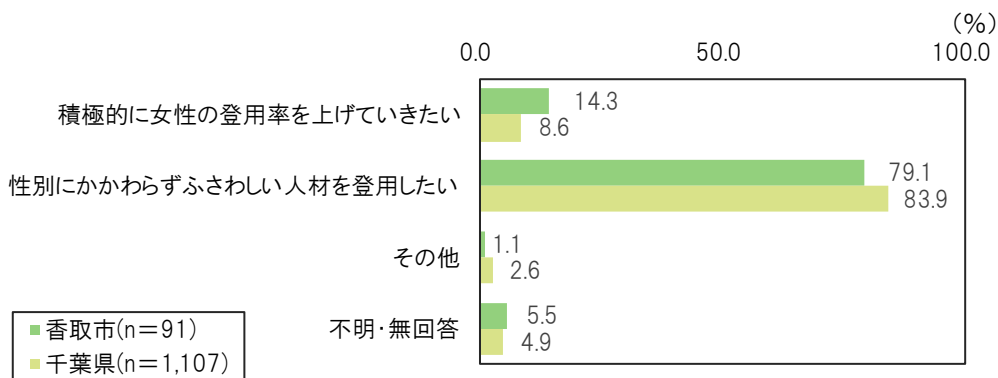
資料：男女共同参画に関する事業所アンケート調査

※この問いにおける「管理職」は係長級以上を示しています。

※事業所内に管理職に該当する従業員がいない場合は「不明・無回答」の扱いとしています。

今後の女性管理職の登用については、「性別にかかわらずふさわしい人材を登用したい」が79.1%で最も高くなっています。千葉県と比較すると「積極的に女性の登用率を上げていきたい」がやや高くなっています。

◆図表 40 今後の女性管理職の登用について、どのように考えているか◆



資料：男女共同参画に関する事業所アンケート調査

※千葉県：平成 26 年「県内中小企業等における女性の活躍実態調査」

2 これまでの取り組み（評価）

（1）計画の全体の進捗状況

「香取市男女共同参画計画」の進捗状況について、各事業の担当課において実施した、事業の達成度による評価を用いて、今後の課題と方向性の把握を行いました。

達成度の評価点数の平均を算出した結果をみると、「意識の是正と制度・慣行の見直し」と「健康支援と生き方支援の促進」、「意思決定過程への参画支援」において全体平均を下回っています。

◆達成度評価平均点◆

基本目標	施策の基本方向	達成度評価平均点
Ⅰ. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進	1. 家庭環境の充実	3.14
	2. 多様な働き方への支援	3.00
Ⅱ. 地域が一体となって心豊かに暮らせる社会づくりの推進	1. 意識の是正と制度・慣行の見直し	2.83
	2. 互いに支えあう地域の推進	2.95
Ⅲ. 互いの人権が尊重される地域社会の推進	1. 意識の醸成と相談体制の拡充	3.00
	2. 暴力の防止と被害者支援の充実	3.00
	3. 教育の場における男女平等に関する教育・学習の推進	3.00
	4. 健康支援と生き方支援の促進	2.86
Ⅳ. 誰もが多様な生き方ができる体制の構築	1. 情報共有、参加・選択機会の平等の推進	3.00
	2. 意思決定過程への参画支援	2.89
	3. 協働による体制づくりの推進	3.00
全体平均		2.97

◆達成度評価指標◆

評価指標	達成度の評価
4	男女共同参画推進上の目標達成に向けて事業が実施され、成果が得られた。
3	男女共同参画推進上の目標達成に向けて事業を推進している。
2	事業の検討中であり、着手していない。
1	事業の実施について、検討していない。

(2) 基本目標ごとの進捗状況

基本目標Ⅰ．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進として、「家庭環境の充実」、「多様な働き方への支援」という視点から事業を実施しています。

具体的には、子育て世帯への子どもの医療費助成、地域子育て支援センターの充実をはじめとした子育て・介護支援サービスの充実に取り組むとともに、家庭における男女共同参画の促進に向けた啓発を行うなど、家庭環境の充実に努めています。また、市民や市職員に対しワーク・ライフ・バランスの普及・啓発のための講座の開催や、リーフレット等を通じた事業所への啓発を行うなど、多様な働き方への支援にも取り組んでいます。

ほとんどの事業が計画的に推進されている一方、子どもが病気の場合に一時的に保育を行う事業については「検討中だが事業未着手」の評価となっており、事業実施に向けた取り組みを進めていく必要があります。

以上のような取り組みの結果、「『家庭生活』における男女の平等感を高める」、「『職場』における男女の平等感を高める」という目標は達成されています。

事業は着実に進捗していることがうかがえますが、ワーク・ライフ・バランスの意識や理解の浸透に向けては、市民や市内事業所に対する啓発を充実させるなど、継続的な取り組みを行うことが重要です。

目標	平成 20 年度	令和元年度
「家庭生活」における男女の平等感を高める(図表 20)	27.3%	36.8%
「職場」における男女の平等感を高める(図表 20)	21.8%	28.3%

出典：香取市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 20 年、令和元年）

◆施策の基本方向ごとの進捗◆

施策の基本方向	達成度の評価ごとの事業数				平均点
	1	2	3	4	
1. 家庭環境の充実	-	1	36	4	3.14
2. 多様な働き方への支援	-	-	20	-	3.00

基本目標Ⅱ．地域が一体となって心豊かに暮らせる社会づくりの推進

地域が一体となって心豊かに暮らせる社会づくりの推進として、「意識の是正と制度・慣行の見直し」、「互いに支えあう地域の推進」という視点から事業を実施しています。

具体的には、家事に関する情報や学習機会の提供、性別役割分担意識の見直しを図るための講座の開催を通し、性別役割分担意識の是正や慣習の見直しに努めています。また、子ども会等の地域活動における男女共同参画の推進、ボランティア活動の普及、防災等における男女共同参画の促進等に取り組み、地域の支えあいを推進しています。

ほとんどの事業が計画的に推進されている一方、男女共同参画の視点から表現の徹底を図るため市の行政刊行物の見直しを行う事業、国際的な視点に立った男女共同参画を促進するための事業については「検討中だが事業未着手」の評価となっており、事業実施に向けた取り組みを進めていく必要があります。

以上のような取り組みの結果、「『男は仕事』『女は家庭』という役割分担意識にとらわれない人の割合を高める」、「『社会通念や慣習』における男女の平等感を高める」という目標は達成されていますが、後者については依然と低率となっており、また「『法律や制度』における男女の平等感を高める」という目標は達成には至っていません。

性別にかかわらず誰もが活躍できる地域づくりのためには、情報の提供や意識の啓発といった働きかけだけでなく、平等な活動の機会の提供や、活動を望む人への支援といった実践の場づくりも重要であるため、ニーズに応じたさらなる支援を充実させていく必要があります。

目標	平成 20 年度	令和元年度
「男は仕事」「女は家庭」という役割分担意識にとらわれない人の割合を高める（図表 23）	53.4%	63.2%
「法律や制度」における男女の平等感を高める（図表 20）	39.5%	32.3%
「社会通念や慣習」における男女の平等感を高める（図表 20）	10.4%	15.4%

出典：香取市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 20 年、令和元年）

◆施策の基本方向ごとの進捗◆

施策の基本方向	達成度の評価ごとの事業数				平均点
	1	2	3	4	
1. 意識の是正と制度・慣行の見直し	-	1	5	-	2.83
2. 互いに支えあう地域の推進	-	1	16	-	2.95

基本目標Ⅲ. 互いの人権が尊重される地域社会の推進

互いの人権が尊重される地域社会の推進として、「意識の醸成と相談体制の拡充」、「暴力の防止と被害者支援の充実」、「教育の場における男女平等に関する教育・学習の推進」、「健康支援と生き方支援の促進」という視点から事業を実施しています。

具体的には、人権尊重意識の醸成に向け、講演会の開催・パンフレット等を用いた啓発活動を行ったほか、学校の授業を通し人権尊重教育を推進しています。また、DV被害者等への支援、DVやセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発や情報提供にも取り組んでいます。さらに、不妊治療費助成の充実をはじめとする健康支援や、男性の多様な生き方を支援するため料理教室等の学習支援に取り組むなど、幅広く人権が尊重される社会の実現に向けた事業を行っています。

ほとんどの事業が計画的に推進されている一方、性差医療等に関する情報の収集と提供を行う事業において「未検討」の評価となっており、方向性の見直し・検討が必要となっています。

以上のような取り組みを進めていますが、『学校教育』における男女の平等感を高めるという目標は引き続き高率ではありますが、達成には至っていません。

人権尊重意識の浸透に向けては、継続的な取り組みを行うことが重要であるため、教育現場における啓発や各種講座を通じた啓発に引き続き取り組んでいく必要があります。

目標	平成 20 年度	令和元年度
「学校教育」における男女の平等感を高める (図表 20)	59.4%	53.1%

出典：香取市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 20 年、令和元年)

◆施策の基本方向ごとの進捗◆

施策の基本方向	達成度の評価ごとの事業数				平均点
	1	2	3	4	
1. 意識の醸成と相談体制の拡充	-	-	6	-	3.00
2. 暴力の防止と被害者支援の充実	-	-	4	-	3.00
3. 教育の場における男女平等に関する 教育・学習の推進	-	-	5	-	3.00
4. 健康支援と生き方支援の促進	1	-	13	-	2.86

基本目標Ⅳ．誰もが多様な生き方ができる体制の構築

誰もが多様な生き方ができる体制の構築として、「情報共有、参加・選択機会の平等の推進」、「意思決定過程への参画支援」、「協働による体制づくりの推進」という視点から事業を実施しています。

具体的には、男女共同参画に関する講座・イベントの開催、人材を育成する機会の充実、能力向上・意識啓発のための各種研修への女性職員の参加促進等に取り組んでいます。

一方、市職員への男女共同参画に関する研修事業については一部が「検討中だが事業未着手」の評価となっており、事業実施に向けた取り組みを進めていく必要があります。

以上のような取り組みの結果、「審議会等における女性委員の占める割合」、「市職員（うち一般行政職）への女性登用（課長相当職以上）の割合」は平成 20 年度と比較して増加しており、取り組みの成果がみられます。「市職員（うち一般行政職）の女性登用（課長相当職以上）の割合」について目標は達成されていますが、「審議会等における女性委員の占める割合」については目標達成には至っておらず、引き続き女性登用に向けた取り組みを推進していく必要があります。

目標	平成 20 年度	令和元年度
審議会等における女性委員の占める割合を 30%まで高める（図表 17）	15.3%	26.6%
市職員（うち一般行政職）の女性登用（課長相当職以上）の割合を 10%まで高める（図表 18）	6.6%	13.3%

出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成 20 年、令和元年）

◆施策の基本方向ごとの進捗◆

施策の基本方向	達成度の評価ごとの事業数				平均点
	1	2	3	4	
1. 情報共有、参加・選択機会の平等の推進	-	-	5	-	3.00
2. 意思決定過程への参画支援	-	1	8	-	2.89
3. 協働による体制づくりの推進	-		4	-	3.00

3 課題と本計画の方向性

統計データ、調査結果、計画の達成状況等からみる市の現状を踏まえ、課題と今後取り組んでいくべき方向性について整理しました。

(1) 多様な働き方に対する支援

- ◇アンケート調査の結果、「仕事」と「家庭生活」や「個人の生活」の関係について、〈理想〉では男性は「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」、女性は「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先したい」が最も高くなっている一方、〈実際の状況〉では男性は「『仕事』を優先している」、女性は「『家庭生活』を優先している」がそれぞれ最も高くなっており、性別役割分担が残っているだけでなく、男女ともにワーク・ライフ・バランスの希望が叶えられていない現状となっています。(図表 24-1、24-2)
- ◇事業所アンケート調査の結果、企業等の女性活躍推進を図るために市に充実を求める施策については、「子育て環境(保育所等)を整備する」が最も高くなっています。(図表 38)
- ◇15歳以上就業者の男女別従業場所をみると、本市では男女ともに市内で従業している方が5割以上と、全国や千葉県と比較して多くなっていることから、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けては、市民だけでなく市内事業所に向けた啓発を充実させることが重要です。(図表 15-1、15-2)
- ◇本市における女性の労働力率は全国や千葉県と比較して高く、また上昇していることから女性の就業や両立は進んでいるといえます。(図表 13、14) 一方、民間企業就業者を含めた女性の管理的職業従事者割合は上昇しているものの、全国より低いため、女性の管理職への登用は進んでいない状況がうかがえます。(図表 19)
- ◇アンケート調査の結果、女性就業者のうち管理職に「なりたくない」割合が3割以上、男性就業者においても2割以上と高く、女性については「考えたことがない」も3割以上となっています。(図表 29) また、女性のリーダーを増やす際に障がいとなるものについては、「家事・育児・介護等における夫や家族の支援が十分ではないこと」が最も高くなっています。さらに、女性では「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性のリーダーを希望しないこと」が39.8%と2番目に高く、その割合は男性よりも10ポイント以上高くなっています。その一方で、「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」については男性で24.7%、女性で19.3%となっています。(図表 30)
- ◇事業所アンケート調査の結果、今後の女性管理職の登用については、「性別にかかわらずふさわしい人材を登用したい」が79.1%で最も高くなっています。(図表 40)
- ◇職場における女性の活躍や管理者登用を推進していくには、家庭において家事・育児・介護等のケア労働を男女各々が担っていけるような支援を充実させることに加え、男女ともに女性がリーダーに登用されることに対する抵抗感をなくしていくための意識啓発が必要です。

(2) 互いの人権が尊重される地域社会の育成

- ◇第1次計画期間では、人権尊重意識の醸成に向け、講演会の開催・パンフレット等を用いた啓発活動を行ったほか、学校の授業を通し人権尊重教育を推進しています。また、幅広く人権が尊重される社会の実現に向けた事業に取り組んでいます。
- ◇関心のある人権問題については、「障がい者にかかわる人権問題」、「高齢者にかかわる人権問題」、「子どもにかかわる人権問題」の順で高くなっており、「女性にかかわる人権問題」は55.3%と4番目に高くなっています。上位4位までは5割を超えていますが、それ以外の人権問題については低い割合となっており、幅広い人権問題について、啓発活動を継続する必要があります。(図表35)
- ◇人権尊重意識の浸透に向けては、継続的な取り組みを行うことが重要です。教育現場における啓発や各種講座を通じた啓発に引き続き取り組んでいく必要があります。
- ◇アンケート調査の結果、地域活動への参画について、20~34歳で<現在参画している活動>は「いずれもない」が最も高くなっていますが、<今後参画したい活動>として挙げた活動については20~29歳で全ての活動について全体の結果より高い割合となっており、地域活動への関心がうかがえます。(図表27、28)
一方、地域活動の場において、男女が平等だと感じている割合が国と比較して低くなっているため、男女問わず活躍できる地域づくりに向けた取り組みが必要です。(図表21)
- ◇性別にかかわらず誰もが活躍できる地域づくりのためには、情報の提供や意識の啓発といった働きかけだけではなく、特に地域活動及び活動団体において、女性の参画を積極的に呼びかけるなど平等な活動機会の提供や、活動を望む人への支援の充実といった実践の場づくりも重要です。
- ◇また、男女がともに地域社会で心豊かな生活を送るためには、安心して健康に暮らせる体制づくりが必要です。生涯を通じた健康支援だけではなく、困難を抱える方への支援を強化することで男女ともに安全・安心な暮らしを実現する、ということが近年重要な視点になっていることから、貧困やマイノリティといった生活上の困難に対しての支援、健康づくりの支援に取り組んでいく必要があります。

(3) 男女共同参画の基盤づくりの推進

- ◇アンケート調査の結果、「男は仕事、女は家庭」という考えについてどう思うかは、「そう
思わない」が63.2%と最も高くなっており、前回策定時よりも上昇していることから、
性別による固定的な役割分担を否定する意識は着実に浸透していることがうかがえます。
(図表 23)
- ◇様々な分野における男女の地位の平等感については、「政治の場で」「社会通念や慣習で」
「社会全体で」において「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の
方が優遇されている」を合わせた「男性優遇」が高くなっています。また、「学校教育の
場で」においては「平等である」が5割以上と他に比べて高くなっています。(図表 20)
- ◇男女別にみると『法律や制度』における男女の平等感について、男性は「平等である」
が41.4%となっているのに対し、女性は25.1%、「どちらかといえば男性が優遇されて
いる」と答えた人は男性では27.7%となっているのに対し、女性では40.1%とそれぞ
れ10ポイント以上の開きがみられます。(図表 21)
- ◇また、全国や千葉県と比較すると、男女共同参画に関する用語の認知度が低くなっていた
ため、継続して啓発活動に取り組んでいくことが必要です。(図表 26)
- ◇市民一人ひとりの意識の面では男女平等の考え方が浸透しつつありますが、様々な分野で
男性の方が優遇されていると感じている人が男女問わず多く、また男女間でも意識に差が
あることがうかがえます。
- ◇性別役割分担の是正をはじめとした男女共同参画の推進に向けては、啓発活動の充実に加え、
地域・事業所等の様々な場において男女問わず個性を発揮することができるよう、制
度や慣行の見直しに取り組んでいく必要があります。

(4) あらゆる暴力の根絶

- ◇第1次計画期間において、相談窓口の周知やDVの啓発に取り組んだ結果、市民相談件
数、DV相談件数について、相談件数は増加傾向にあり、平成26年度と平成30年度を
比較すると、相談全体では約1.5倍、DV相談件数は約2倍となっています。(図表 16)
- ◇アンケート調査の結果、身体的暴力を暴力と認識する割合は高くなっていますが、精神的
暴力については身体的暴力と比較して低くなっています。(図表 32) また、男女間におけ
る暴力を防止するために必要なことについて、「被害者が早期に相談できるよう、身近な
相談窓口を増やす」が58.2%と最も高く、次いで「家庭で保護者が子どもに対し、暴力
を防止するための教育を行う」が44.2%、「学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止
するための教育を行う」が43.2%となっています。(図表 31) 一方で、男女間の暴力に
関する相談窓口の認知度については「知っているものはない」が21.4%となっており、
相談窓口の周知、学校における暴力の防止に向けた教育の推進が求められています。(図
表 34)
- ◇近年、若い世代が様々な暴力の被害にあう例も増えており、暴力の多様化への対応として、
広報・啓発の推進、支援の強化に取り組む必要があります。

第3章 計画の考え方と目標

1 基本理念

互いに支えあい、一人ひとりが尊重され笑顔のあふれる地域

本市では、「香取市市民協働指針（かとりの風）」や「香取市人権施策基本指針」において「互いに支え合い一人ひとりが尊重され笑顔のあふれる地域」を目指してまちづくりを推進しています。

男女共同参画社会の実現もこの柱に位置付けられるため、本計画においても引き続き基本理念として定め、市民・事業所・行政が互いに連携し、協働して男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを推進します。

この基本理念は、男女がともに協力しあい、互いの人権を尊重しあうことで、多様な生き方を自由に選択できる地域づくりを推進していくことを示しています。

2 基本目標

基本理念と方向性を踏まえ、以下の4つの基本目標に基づき男女共同参画を推進します。

なお、本計画は、これまで別計画であった「香取市DV防止・被害者支援基本計画」を包摂したものであるため、該当となる部分についてのみ、基本目標Ⅳとしてまとめ、内容が詳細なものとなっています。

基本目標Ⅰ．多様な働き方に対する支援[女性活躍推進計画]

男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、職場における女性の活躍を推進していくためには、多様な働き方の実現に向けた支援が必要です。

そのため、家庭において家事・育児・介護等を性別にかかわらず担っていくための支援を充実させることに加え、意思決定過程への参画支援を位置付け、男女がともに職業生活において希望を叶えられる環境づくりを推進します。

基本目標Ⅱ．互いの人権が尊重される地域社会の育成

性別にかかわらず互いの人権が尊重される地域社会の実現に向けては、継続的に意識啓発に取り組むことが重要です。

そのため、市民に向けた人権尊重意識のさらなる啓発を進めるとともに、困難を抱える方に向けた支援や健康的な生活を送るための支援を位置付け、全ての人が尊重される地域社会の実現に向けた取り組みを推進します。

基本目標Ⅲ．男女共同参画の基盤づくりの推進

性別役割分担の是正をはじめとした男女共同参画の推進に向けては、啓発活動の充実に加え、地域・事業所等の様々な場において男女問わず個性を発揮することができる環境づくりに取り組むことが必要です。

そのため、男女共同参画の意識を醸成するための啓発・教育の充実を図るとともに、本市における男女共同参画社会の実現に向けた体制づくりの推進を位置付け、男女共同参画の基盤づくりを推進します。

基本目標Ⅳ．暴力の防止と被害者支援の充実[DV防止・被害者支援基本計画]

暴力の根絶に向けては、身体的暴力のほか、精神的暴力等あらゆる暴力を暴力と認識するための知識の普及に加え、被害を受けた方への支援体制の充実が必要です。

そのため、市民に対する広報・啓発に取り組むとともに、被害者の支援に向け、相談体制の充実や生活再建のための支援を位置付け、あらゆる暴力の根絶と被害者の保護を推進します。

3 施策の体系

基本目標	主要課題
基本目標Ⅰ．多様な働き方に対する支援 [女性活躍推進計画]	1. 家庭環境の充実
	2. 多様な働き方への支援
	3. 意思決定過程への参画支援
基本目標Ⅱ．互いの人権が尊重される地域社会の推進	1. 意識の醸成と相談体制の充実
	2. 困難を抱えた方が安心して暮らせる環境整備
	3. 健康支援の促進
基本目標Ⅲ．男女共同参画の基盤づくりの推進	1. 意識の是正と制度・慣行の見直し
	2. 男女共同参画に関する情報共有、学習機会の充実
	3. 協働による体制づくりの推進
基本目標Ⅳ．暴力の防止と被害者支援の充実 [DV防止・被害者支援基本計画]	1. 暴力の防止のための広報・啓発
	2. 安全で安心できる相談体制の充実
	3. 生活再建のための支援
	4. 被害者支援のための推進体制の充実

施策の方向
<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て・介護支援の充実 (2) 家事への取り組み支援
<ul style="list-style-type: none"> (1) 仕事と生活の調和の促進 (2) 労働の場における男女平等の推進 (3) 雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> (1) 意思決定過程への参加促進 (2) 人材育成のための教育・学習機会の充実
<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権尊重意識の醸成と社会環境の整備 (2) 相談体制の拡充
<ul style="list-style-type: none"> (1) ひとり親家庭・生活困難への支援 (2) 高齢者支援、障がい者への支援 (3) 外国人、多様な性のあり方への理解の促進と支援
<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康増進への支援促進 (2) 妊娠・出産に関する支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> (1) 制度・慣行の見直し (2) 固定的役割分担意識の見直し
<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校における男女平等に関する教育・学習の推進 (2) 情報共有、学習機会の創出と相談体制の充実 (3) 参加・選択機会の平等の推進
<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の中での男女共同参画の推進 (2) 推進体制の充実 (3) 国・県との連携強化
<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民への広報・啓発の推進
<ul style="list-style-type: none"> (1) 相談体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> (1) 被害者の安全確保と一時保護体制の充実 (2) DV等の被害者の生活再建支援の推進 (3) 子どもに関する支援
<ul style="list-style-type: none"> (1) 推進体制の強化促進

第4章 施策の展開

I 多様な働き方に対する支援[女性活躍推進計画]

男女ともに希望するワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、職場における女性の活躍を推進していくためには、多様な働き方の実現に向けた支援が必要です。

ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、市民、市内事業所に対する周知・啓発を強化することに加え、職場における女性の活躍を推進するために、家庭において性別にかかわらず家事・育児・介護を担う意識啓発や女性人材を積極的に活用する環境づくりに取り組みます。

▼成果指標

目標	現状値 (令和元年)	目標値 (令和8年)
「職場」における男女の平等感を高める ※「職場の中で」男女が「平等である」と回答した割合	28.3%	30.0%
審議会等における女性委員の占める割合を高める	26.6%	30.0%
市職員（うち一般行政職）の女性登用（課長相当職以上）の割合を高める	13.3%	15.0%
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度を高める ※知っている男女共同参画に関する用語のうち、「ワーク・ライフ・バランス」を選択した割合	28.2%	35.0%

主要課題 1. 家庭環境の充実

仕事と育児・介護等との両立支援に向けて、家庭における家事・育児・介護等の負担を軽減するための各種サービスの提供及び情報提供に取り組みます。また、男女がともに家事に取り組むための学習機会の提供や意識啓発に取り組みます。

施策の方向（1）子育て・介護支援の充実

No	事業名	事業内容	担当課
1	乳幼児保育・延長保育の充実	安心して働きながら子育てができるよう、産休明け乳幼児保育及び早期・夜間の延長保育の充実を図ります。	子育て支援課
2	一時預かり事業の充実（一時保育の充実）	保護者の勤務形態や病気等により、緊急・一時的に保育に欠ける児童に対する保育の充実を図ります。	子育て支援課

No	事業名	事業内容	担当課
3	病児・病後児保育の充実	多様化する保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育の充実を図ります。	子育て支援課
4	放課後児童クラブの充実	保護者が働きやすい環境を整備するため、学校の空き教室等を利用した放課後児童クラブの充実を図ります。	子育て支援課
5	ファミリーサポートセンターの充実	児童の預かり等の援助を希望する人と、援助を提供できる人が会員となり、その間をセンターが調整し、会員相互の援助活動の充実を図ります。	子育て支援課
6	子育てに関する相談及び情報提供の充実	子育てに関する悩みを気軽に相談できるように、相談体制及び情報提供の充実を図ります。	子育て支援課
7	介護保険サービスに関する情報提供の促進	要介護等高齢者を抱える家族を支援するために、介護保険制度等に関する情報の提供を促進します。	高齢者福祉課
8	介護支援体制の充実	高齢者やその家族等からの相談に対し、適切な助言・指導を行うとともに、定期的に情報収集を行うことにより、継続的に支援していきます。	高齢者福祉課
9	介護者に対する自立支援給付事業	ホームヘルプサービス・ショートステイ・日中一時支援事業等の各種事業を実施し、介護者の日常生活や社会生活を支援します。	高齢者福祉課
10	ひとり親家庭への生活支援の充実	ひとり親家庭に対する医療費助成の実施等、生活面での自立を支援するとともに、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課

施策の方向（2）家事への取り組み支援

No	事業名	事業内容	担当課
11	家庭における男女共同参画の促進	家族が協働して家事全般に取り組むよう、意識の啓発に努めます。	市民協働課
12	家事に関する学習機会の提供	料理教室や育児参加を促す講座等を開催します。	生涯学習課

主要課題 2. 多様な働き方への支援

家庭、職場、事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの普及・啓発活動や、労働の場における男女共同参画の啓発に取り組みます。また、女性の就労に関する情報提供や支援等に取り組み、女性が活躍できる環境を整備します。

施策の方向（1）仕事と生活の調和の促進

No	事業名	事業内容	担当課
13	家庭におけるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	講座の開催等により、市民への意識啓発に取り組みます。	市民協働課
14	企業へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	リーフレット等を窓口に設置するとともに、関係機関と連携し、企業への意識啓発に取り組みます。	市民協働課 商工観光課
15	市職員へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	育児・介護にかかる休業等の制度の周知により、市職員への意識啓発に取り組みます。	市民協働課 総務課
16	農業における家族経営協定の締結促進	家族経営が基本となる農業において、家族の就業条件を明確化する家族経営協定の締結の推進を、香取農業事務所とともに取り組みます。	農業委員会

施策の方向（2）労働の場における男女平等の推進

No	事業名	事業内容	担当課
17	男女雇用機会均等法の普及・啓発	リーフレット等を窓口に設置するとともに、企業への普及・啓発を図ります。	商工観光課
18	男女共同参画に関する企業への普及・啓発	男女共同参画に関するリーフレット等を配布し、企業への普及・啓発を図ります。	市民協働課 商工観光課
19	男女共同参画に関する企業の研修等への支援	企業が男女共同参画に関する研修等を実施する際の協力・支援等を検討します。	市民協働課

No	事業名	事業内容	担当課
20	就労や再就職に関する情報の提供	千葉県ジョブサポートセンターの「輝く女性応援事業」による再就職支援セミナーを開催し、就労に関する相談・情報提供を行います。	商工観光課
21	女性の能力発揮の促進	働き方改革や人手不足に対応し、女性の様々な職業分野への進出や活躍の推進に取り組みます。	商工観光課

施策の方向（3）雇用環境の整備

No	事業名	事業内容	担当課
22	企業への男女共同参画表彰制度の周知	くるみん認定、えるぼし認定、千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度について、企業への周知に努めます。	市民協働課

主要課題3. 意思決定過程への参画支援

性別にかかわらず意思決定過程に参画するために、委員や管理職への積極的な女性の登用を推進するとともに、女性人材の進出に向けた研修や情報提供に取り組みます。

施策の方向（1）意思決定過程への参画促進

No	事業名	事業内容	担当課
23	審議会等への女性委員の登用の推進	各種審議会等委員への女性の積極的な登用を推進します。	市民協働課
24	女性管理職の育成	女性職員の育成・登用を推進します。	総務課
25	企業等に対する方針決定への女性の参画の働きかけ	性別にとらわれず優秀な人材を登用できる環境づくりに努めるよう、企業等へPRします。	商工観光課

施策の方向（２）人材育成のための教育・学習機会の充実

No	事業名	事業内容	担当課
26	女性のエンパワメントのための支援	女性のエンパワメントにつながる学習や情報の提供等を行います。	市民協働課
27	能力向上、意識啓発のための各種研修への女性職員の参加促進	各種研修の参加を促進し、女性職員の行政能力のさらなる向上に努めます。	総務課
28	市職員に対する男女共同参画に関する研修の実施	市職員を対象に男女共同参画に関する研修を実施します。	市民協働課 総務課

Ⅱ 互いの人権が尊重される地域社会の推進

性別や置かれている状況にかかわらず、互いの人権が尊重される地域社会の実現に向けては、継続的に意識啓発に取り組むことが重要です。

そのため、市民に向けた人権尊重意識のさらなる啓発を進めるとともに、困難を抱える方に向けた支援や、性別にかかわらず健康的な生活を送るための支援に取り組み、全ての人が尊重される地域社会の実現を目指します。

▼成果指標

目標	現状値 (令和元年)	目標値 (令和8年)
「ジェンダー」という言葉の認知度を高める ※知っている男女共同参画に関する用語のうち、「ジェンダー」を選択した割合	34.3%	40.0%
「地域活動の場」における男女の平等感を高める ※「地域活動の場」で男女が「平等である」と回答した割合	28.8%	35.0%

主要課題 1. 意識の醸成と相談体制の拡充

人権尊重意識の浸透に向け、人権に関する意識啓発やセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発・情報提供に取り組みます。また、人権に関する相談事業、人権相談関係職員の研修を実施し、相談体制の充実に取り組みます。

施策の方向（1）人権尊重意識の醸成と社会環境の整備

No	事業名	事業内容	担当課
29	人権尊重意識の醸成	人権講演会を開催し、人権に対する意識の高揚を図ります。	市民協働課
30	人権尊重についての広報・啓発	人権啓発パンフレットの配布や人権擁護委員の人権啓発活動を支援します。	市民協働課
31	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発の推進	セクシュアル・ハラスメント防止のためのポスター、パンフレットの配布のほか、相談窓口の周知を行います。	市民協働課
32	DVやセクシュアル・ハラスメントに関する情報提供	DVやセクシュアル・ハラスメント等の性差に基づく人権侵害や暴力の根絶に向け、必要な情報の提供を積極的に行います。	市民協働課

施策の方向（２）相談体制の拡充

No	事業名	事業内容	担当課
33	相談体制の充実及び関係機関との連携強化の促進	関係機関との連携を強化し、人権に関する相談体制の充実を図ります。	市民協働課
34	関係職員への研修機会の提供	関係職員に対して、被害者への人権等に配慮することやその他必要な情報を収集できるよう、研修機会を提供し、多様化する相談内容に対応します。	市民協働課

主要課題２．困難を抱えた方が安心して暮らせる環境整備

ひとり親家庭への生活支援、高齢者・障がい者の自立支援、外国人、性的少数者の方への支援に取り組み、全ての人が安心して暮らせる環境を整備します。

施策の方向（１）ひとり親家庭・生活困難への支援

No	事業名	事業内容	担当課
10	ひとり親家庭への生活支援の充実（再掲）	ひとり親家庭に対する医療費助成の実施等、生活面での自立を支援するとともに、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課

施策の方向（２）高齢者支援、障がい者への支援

No	事業名	事業内容	担当課
35	高齢者や障がいのある人に対する自立支援給付事業	ホームヘルプサービス・ショートステイ・日中一時支援等の各種事業を実施し、高齢者や障がいのある人の日常生活や社会生活を支援します。	社会福祉課 高齢者福祉課
36	高齢者や障がいのある人への相談、情報提供の充実	高齢者や障がいのある人の要望・相談に応えられる環境の整備を行います。	社会福祉課 高齢者福祉課
37	高齢者や障がいのある人の自立支援と社会参加の促進	高齢者や障がいのある人が自立してその人らしく地域で暮らすことのできるよう環境整備に努め、社会参加の促進を図ります。	社会福祉課 高齢者福祉課

施策の方向（3）外国人、多様な性のあり方への理解の促進と支援

No	事業名	事業内容	担当課
38	外国人への支援	外国人に対する情報提供、相談体制の充実を図ります。	市民協働課
39	多様な性のあり方への理解の促進と支援	市民や市職員に対して性の多様性に関する情報発信を行い、理解の浸透を図ります。また、必要に応じて相談体制を整えます。	市民協働課

主要課題3. 健康支援の促進

男女がともに健康的な生活を送ることができるよう情報提供や相談支援に取り組みます。また、妊娠や出産にかかわる医療支援や相談支援等に取り組み、安心して子どもを産むことのできる環境を整備します。

施策の方向（1）健康増進への支援促進

No	事業名	事業内容	担当課
40	性差医療に関する情報の収集・提供	性差医療、相談等に関する情報の収集と提供を行います。	健康づくり課
41	性差や年代等に応じた健康教育、健康相談の充実	健康教育、健康相談の実施において、性差や年代等、個々に応じたきめ細やかな相談の対応に努めます。	健康づくり課

施策の方向（2）妊娠・出産に関する支援の充実

No	事業名	事業内容	担当課
42	妊娠・出産に伴う健康支援の推進	ママパパ教室、乳幼児の健康診査等を実施するとともに、妊婦健康診査受診券の利用を促し、安全な妊娠・出産のための母子保健施策を推進します。 また、妊産婦・新生児訪問相談活動により、育児相談や必要な情報提供を行い、出産や育児に関する不安を和らげます。	健康づくり課

Ⅲ 男女共同参画の基盤づくりの推進

性別役割分担の是正をはじめとした男女共同参画の推進に向けては、啓発活動の充実に加え、地域・事業所等の様々な場において男女問わず個性を発揮することができる環境づくりに取り組むことが必要です。

そのため、引き続き男女共同参画の意識を醸成するための啓発・教育の充実を図るとともに、制度や慣行の見直しに取り組むことで、男女共同参画の基盤づくりを推進します。

▼成果指標

目標	現状値 (令和元年)	目標値 (令和8年)
「男は仕事」「女は家庭」という役割分担意識にとらわれない人の割合を高める ※「男は仕事」「女は家庭」という考え方について、「そう思わない」と回答した割合	63.2%	70.0%
「家庭生活」における男女の平等感を高める ※「家庭の中で」男女が「平等である」と回答した割合	36.8%	45.0%
「社会通念や慣習」における男女の平等感を高める ※「社会通念や慣習で」男女が「平等である」と回答した割合	15.4%	20.0%
「男女共同参画社会基本法」の認知度を高める ※知っている男女共同参画に関する用語のうち、「男女共同参画社会基本法」を選択した割合	30.9%	40.0%

主要課題 1. 意識の是正と制度・慣行の見直し

制度や表現の見直しを行うことで、男女共同参画に関する市民の理解を促進します。また、性別役割分担意識を見直すための啓発活動や、男性に向けた家事への取り組み支援を実施します。

施策の方向（1）制度・慣行の見直し

No	事業名	事業内容	担当課
43	男女共同参画の視点による制度・慣行の見直し	様々な分野における制度・慣行について情報収集を行い、協働により見直しを行います。	市民協働課
44	男女共同参画の視点に立った行政刊行物の見直し	男女共同参画の視点に立ち、市の行政刊行物の見直しを行い、表現の徹底を図ります。	市民協働課

施策の方向（２）固定的役割分担意識の見直し

No	事業名	事業内容	担当課
45	性別による固定的役割分担意識の見直し	「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的役割分担意識の見直しを図ります。	市民協働課
46	家事全般に関する情報等の提供	男女がともに家事を担うことの重要性を理解し、子育てや介護への男性の積極的な参加を促すため、情報提供等を行います。	子育て支援課 高齢者福祉課 生涯学習課 市民協働課

主要課題２．男女共同参画に関する情報共有、学習機会の充実

学校教育において男女の人権の啓発や男女平等の視点に立った指導を実施するほか、市民に対して男女平等に関する情報共有や学習機会を充実させます。また、意識啓発等により、誰もが自分の意思で様々な活動に参加できるような体制を整備します。

施策の方向（１）学校における男女平等に関する教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	担当課
47	男女平等の視点を盛り込んだ人権尊重教育の推進	人権尊重教育の一環として、男女平等について学ぶ授業等を行います。	学校教育課
48	性教育の推進	男女の身体の違いや生命を産み育てる両性のあり方等、男女生徒が対等の立場で互いの人権を尊重しあう関係を育てる学習を実施します。	学校教育課
49	男女平等の視点に立った進路指導の実施	進路指導を行う上で、児童生徒や保護者に対し、男女平等の視点に配慮し、個々に応じた指導を行います。	学校教育課
50	教職員に対する男女共同参画に関する研修の実施	教職員に対し、男女共同参画に関する研修等を実施します。	学校教育課

施策の方向（２）情報共有、学習機会の創出と相談体制の充実

No	事業名	事業内容	担当課
51	男女共同参画に関する情報の収集・提供	国・県及び地方公共団体・民間団体発行の資料の収集に努めます。また、講座・イベント等のチラシやパンフレットを公共施設内や公共機関等に設置するとともに、市の広報及びホームページ等を活用した情報提供を行います。	市民協働課
52	男女平等、男女共同参画に関する講座、イベントの開催	誰もが参加しやすい環境に配慮し、男女共同参画に関する講座やイベント等を開催します。	市民協働課
53	男女共同参画に関する出前講座の実施	市民からの依頼による出前講座を実施します。	市民協働課

施策の方向（３）参加・選択機会の平等の推進

No	事業名	事業内容	担当課
54	参加・選択機会の平等への意識啓発の促進	誰もが様々な活動に自らの意思により、自由に参加や選択ができるよう、意識の啓発に努めます。	市民協働課
55	多様な生き方を認めあう体制づくりの促進	参加や選択機会の平等を推進することにより、多様な生き方を認めあう体制づくりに取り組みます。	市民協働課

主要課題3. 協働による体制づくりの推進

性別にかかわらず地域活動に取り組むことができるような体制づくりを支援します。また、男女共同参画の推進のために庁内組織の整備と国・県・他自治体等との連携強化に取り組めます。

施策の方向（1）地域の中での男女共同参画の推進

No	事業名	事業内容	担当課
56	町内会、自治会活動への男女の共同参画意識の啓発	町内会、自治会活動への男女共同参画意識の高揚に努めます。	市民協働課
57	P T A活動等における男女共同参画の促進	P T A活動等に参加しやすい環境に配慮するよう、P T Aや学校等への働きかけを行います。	生涯学習課 学校教育課
58	青少年健全育成活動における男女共同参画の促進	青少年相談員活動や子ども会活動の企画・運営において、役割等に性別の偏りが生じないように働きかけを行います。	生涯学習課
59	防災等における男女共同参画の促進	男女共同参画に配慮した防災計画への見直しを行い、女性の視点を盛り込んだ防災対策を促進します。	総務課
60	国際交流等での男女共同参画の促進	国際理解に役立つ情報の提供を行うとともに、国際交流活動団体への支援を図り、国際的な視点に立った男女共同参画を促進します。	市民協働課
37	高齢者や障がいのある人の自立支援と社会参加の促進（再掲）	高齢者や障がいのある人が自立してその人らしく地域で暮らすことのできるよう環境整備に努め、社会参加の促進を図ります。	社会福祉課 高齢者福祉課

施策の方向（２）推進体制の充実

No	事業名	事業内容	担当課
61	庁内推進体制の充実	庁内における推進体制の充実を図るとともに、その効果について検証していきます。	市民協働課
62	推進組織の充実	市民等で構成する男女共同参画推進懇話会等の充実を図ります。	市民協働課

施策の方向（３）国・県との連携強化

No	事業名	事業内容	担当課
63	国・県との連携した取り組みの推進	国・県との連携を密にし、男女共同参画施策の推進に取り組みます。	市民協働課
51	男女共同参画に関する情報の収集・提供（再掲）	国・県及び地方公共団体・民間団体発行の資料の収集に努めます。また、講座・イベント等のチラシやパンフレットを公共施設内や公共機関等に設置するとともに、市の広報及びホームページ等を活用した情報提供を行います。	市民協働課
64	県内市町村との情報交換	県内市町村との情報交換を積極的に行い、男女共同参画施策の推進に取り組みます。	市民協働課

IV 暴力の防止と被害者支援の充実[DV防止・被害者支援基本計画]

暴力の根絶に向けては、身体的暴力だけではなく精神的暴力等あらゆる暴力を暴力と認識するための知識の普及に加え、被害を受けた方への支援体制の充実が必要です。

そのため、市民に対する広報・啓発に取り組むとともに、被害者の支援に向け、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実や生活再建のための支援に取り組みます。

▼成果指標

目標	現状値 (令和元年)	目標値 (令和8年)
DVに関する相談窓口を知らない人を減らす ※男女間の暴力に関する相談窓口について「知っているものはない」と回答した割合	21.4%	19.0%
精神的な暴力についての認識度を高める ※「大声でどなる」を「どんな場合でも暴力に当たる」と回答した割合	41.7%	46.0%

主要課題 1. 暴力の防止のための広報・啓発

教育現場や市の広報及びホームページ等において DV やハラスメント等の正しい知識を学ぶ機会を設け、周知を徹底します。また、暴力が起こりやすい現場への支援や、被害者等に向けた情報提供に取り組みます。

施策の方向（1）市民への広報・啓発の推進

No	事業名	事業内容	担当課
65	DV防止に向けた啓発の推進	DV防止に関するパンフレットの配布、市の広報及びホームページ等を利用して啓発を行います。また、DV相談窓口の周知を図るため、市の広報、ホームページ及びPRカード等により行います。 教育委員会等と連携し、DV、デートDV防止に向け学ぶ機会を設けます。	市民協働課 学校教育課
66	各種ハラスメント防止に向けた啓発	各種ハラスメント防止に関するパンフレットを配布、市の広報及びホームページ等を利用して啓発を行います。	市民協働課

No	事業名	事業内容	担当課
67	児童虐待防止対策	子育て世代包括支援センター、学校教育課と連携して、児童虐待や家庭に起因する不登校等への対応等を行います。児童虐待の根絶及び不登校等の解消を目指し、早期発見、早期対応及び防止のため、関係機関との連携による支援体制の確立を図ります。	子育て支援課 学校教育課
68	高齢者虐待防止対策	地域包括支援センターに配属される専門職により、高齢者虐待への対応等の権利擁護活動を行います。また、地域包括支援センターで対応する権利擁護活動についての周知に取り組みます。	高齢者福祉課
69	地域生活支援事業	障がい者虐待があった場合や、疑いがあった場合の通報・相談窓口として設置されており、関係機関と連携し早期対応や予防等を行います。	社会福祉課
70	DV被害者等に向けた情報提供の充実	DV被害者等に必要な情報の収集、被害者等に対する提供を行います。	市民協働課

主要課題 2. 安全で安心できる相談体制の充実

相談員の資質向上と、相談しやすい環境の整備に取り組みます。

施策の方向（1）相談体制の充実

No	事業名	事業内容	担当課
71	相談員のDV等に関する相談技術の向上	国・県・関係機関等が開催する研修会等に積極的に参加し、相談員の資質や支援のためのスキル向上を図ります。	市民協働課
72	相談体制の環境の整備	相談窓口の一元化を図るとともに、関係機関、関係部署と連携し、迅速かつ適切に対応します。庁内での研修会を開催し、関係部署職員の資質を向上し、支援体制の強化を図ります。	市民協働課

主要課題3. 生活再建のための支援

関係機関との連携を強化し、被害者や同伴児の安全確保と自立支援に取り組みます。また、一時避難や自立に向けた支援を実施します。

施策の方向（1）被害者の安全確保と一時保護体制の充実

No	事業名	事業内容	担当課
73	緊急一時保護体制づくりと施設との連携	警察や児童相談所等の関係機関と連携し一時保護を行うとともに、その連携体制の強化を行います。また、千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設等と連携し、適切な支援を実施します。また、被害者の安全を確保するため、施設への同行支援を行います。	市民協働課 子育て支援課
74	安全確保のための緊急避難支援費の助成	千葉県女性サポートセンターの一時保護を受けることができない場合等、必要に応じて緊急避難支援費用や緊急一時保護費用の助成を行います。	市民協働課
75	同伴児への支援の充実	子育て世代包括支援センター、家庭相談員、児童相談所と連携し包括的な支援を行います。また、転所（園）、転校等就学手続きが安全かつ円滑に行われるよう関係機関と連携し支援します。	市民協働課 子育て支援課

施策の方向（2）DV等の被害者の生活再建支援の推進

No	事業名	事業内容	担当課
76	DV等の被害者の自立支援	被害者の新たな生活を確保するため、就労、加害者から逃れるための支援制度や生活資金、母子生活支援施設等の相談、健康保険、年金等における特別措置に向けた支援や、情報提供を関係機関と連携し行います。	市民協働課 子育て支援課
77	被害者に係る情報の保護	DV被害者等からの申出により、住民基本台帳等の閲覧・交付の制限を行います。関係各課にて支援情報を共有することで、個人情報の漏洩を防ぎます。	市民課
78	継続的な支援	被害者の意思を尊重した生活再建ができるよう、継続的にケース相談を行います。	社会福祉課 子育て支援課

施策の方向（3）子どもに関する支援

No	事業名	事業内容	担当課
79	子どもの保育・就学等に関する支援	被害を受けた子どもたちが、円滑に転所（園）、転校等の就学手続きができるよう配慮するとともに、保育所、幼稚園、学校等での情報管理を徹底します。	子育て支援課 学校教育課
80	子どもの心理的ケア	児童相談所と連携し、子どもの心理的なケアを行います。	子育て支援課
81	子どもの安全を確保する支援体制	被害を受けた子どもの安全を確保し、安心して学ぶことができるよう、保育所、幼稚園、学校等と連携し支援します。	子育て支援課 学校教育課

主要課題4．被害者支援のための推進体制の充実

関係機関との連携の強化し、相談窓口を身近な支援の窓口として機能させることで、継続的な被害者支援を推進します。

施策の方向（1）推進体制の強化促進

No	事業名	事業内容	担当課
82	身近な相談窓口としての業務強化	被害者に最も身近な行政主体における支援窓口として、相談・情報提供・自立に向けた継続的な支援等を行います。	市民協働課
83	関係機関・関係部署との連携による支援体制の強化	県・警察・民間団体と積極的に連携を図り、支援体制を強化します。ケースごとに関係部署との情報交換や情報共有等、話し合いの場を設け、連携を図ります。	市民協働課

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

男女共同参画に関する施策は、行政の分野や市民生活の様々な分野に及びます。そのため、市民、事業所、団体等と連携しながら、男女共同参画の推進を図る必要があります。本計画は次の体制により進めていきます。

(1) 香取市人権施策推進会議（庁内組織）

市役所内に設置した人権施策推進会議及び作業部会において、関係各課と協議・連携調整を行い、総合的に施策を推進します。

(2) 香取市男女共同参画懇話会（市の審議会等）

本計画の推進状況の確認及び評価を行うとともに、変化する社会情勢に対応できるような対策の調査・検討を行います。また、必要に応じて、その意見を今後の施策に反映させます。

(3) 市民、事業所、団体等との連携

男女共同参画の取り組みは多岐にわたるため、計画の推進にはあらゆる場面において行政と市民、事業所、団体等の積極的な連携が重要です。

また、特に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は、事業所の担う役割が大きいことから、積極的に連携して取り組みます。

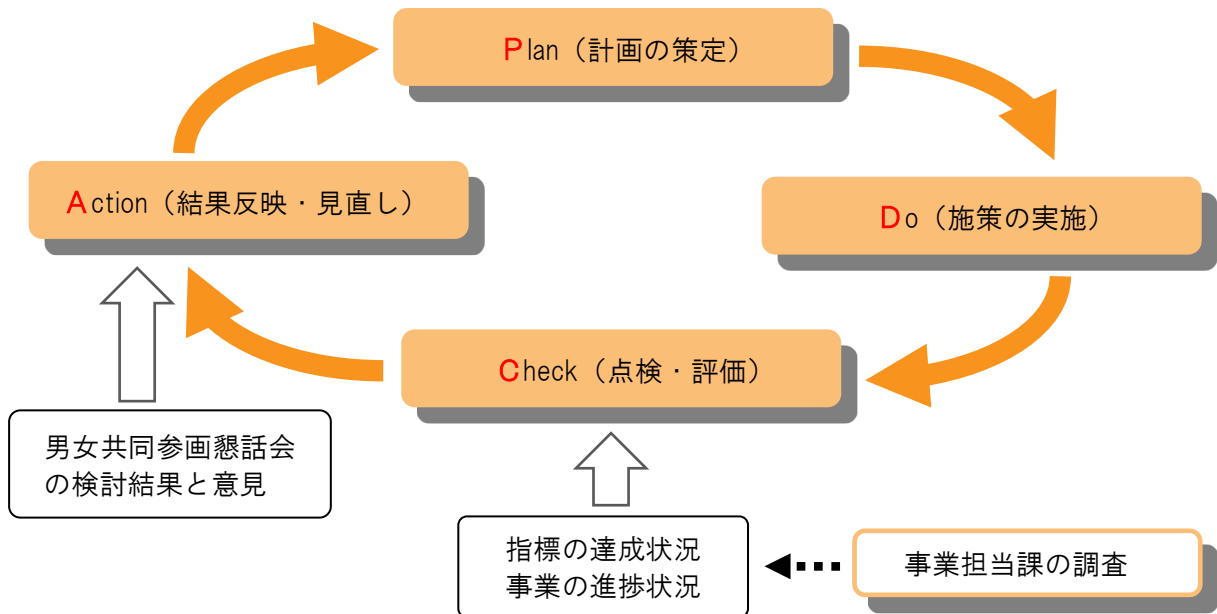
(4) 国、県等との連携強化

国、県と連携を図り、相互協力して効果的な施策の推進に努めます。また、県内市町村との交流・連携を図り、総合的な取り組みを行います。

2 計画の進捗状況の評価

(1) 進捗状況の評価と見直しの流れ

PDCAサイクル（策定—実施—評価—見直し）により、毎年度、進捗状況の評価結果の反映、施策の見直しを行います。



(2) 指標による達成状況の点検・評価

客観的に7年後の達成状況を判断できるよう、基本目標ごとに達成をめざす「成果指標」を設定します。

「成果指標」に影響を与える要因として、「参考指標」を設定します（「参考指標」については目標値を設定せず、数値の状況把握を行います）。

(3) 事業の進捗状況の点検・評価

事業担当課による各事業の進捗状況調査及び評価を行います。

(4) 点検結果の反映・見直し

男女共同参画懇話会において、指標の達成状況、事業の進捗状況の検討を行うとともに、点検結果に基づく施策の見直し等について意見を募ります。

3 参考指標

基本目標Ⅰ. 多様な働き方に対する支援[女性活躍推進計画]

No	指標
1	3歳未満の保育所等入所者数
2	延長保育利用者数
3	一時預かり利用者数
4	病児・病後児保育利用者数
5	放課後児童クラブ設置数
6	ファミリーサポート会員登録者数
7	子育てに関する相談件数
8	介護者に関する各種支援回数
9	高齢者に関する相談回数
10	高齢者に関する各種支援回数
11	ひとり親家庭に関する助成件数
12	ひとり親家庭に関する相談件数
13	家事に関する講座等の開催回数
14	職員に対する帰宅促進回数
15	再就職支援セミナー開催回数
16	能力向上、意識啓発のための研修への女性職員参加者数
17	男女共同参画に関する職員研修回数

基本目標Ⅱ. 互いの人権が尊重される地域社会の育成

No	指標
18	人権講演会の開催回数
19	人権相談に関する研修の職員受講回数
20	障がいのある人に対する各種支援回数
21	高齢者に対する各種支援回数
22	ママパパ教室開催回数
23	乳幼児健康診査等実施回数

基本目標Ⅲ. 男女共同参画の基盤づくりの推進

No	指標
24	家事に関する講習会開催回数
25	家事に関する講習会参加者数
26	人権尊重授業等の実施校数
27	性教育に関する授業の実施校数
28	教職員に対する男女共同参画に関する研修実施校数
29	男女共同参画に関する講座等開催回数
30	男女共同参画に関する出前講座の実施回数
31	男女共同参画推進懇話会の開催回数

基本目標Ⅳ. 暴力の防止と被害者支援の充実[DV防止・被害者支援基本計画]

No	指標
32	DV防止に向けた広報宣伝回数
33	児童虐待等に関する相談件数
34	DVに関する研修会等への職員受講回数
35	DVに関する庁内での研修会開催回数
36	DV等に関する緊急一時保護等の支援件数
37	DV等での児童に関する緊急一時保護等の支援件数
38	DV被害者緊急避難支援費等の支給件数
39	DV等での児童に関する支援件数
40	被害者となる母子等の自立支援に関する相談件数
41	被害者となる母子等の生活再建に向けた相談件数
42	被害児童の就学等に関する相談件数
43	被害児童の心理的ケアに関する相談件数
44	被害児童の安全確保に関する相談件数